

新しい関係を築くためのヒント

— 離婚後の面接での事例を中心として —

離婚後における男女両性および子ども間の非暴力的で
相互尊重的な関係の構築に関する調査・分析
委託調査報告書

無断転載を禁じます。

(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)

2004年3月発行

この報告書は、アジア女性基金が、社団法人家庭問題情報センターに委託した調査研究の報告です。

目 次

一	はじめに	1
二	面接交渉実施事例	
1	面接交渉自力実施事例	2
2	面接交渉要援助及び実施困難事例	23
三	実施の実情と考察	
1	事例の集計結果	36
2	自力実施事例の実情と分析	40
3	援助事例の実情と分析	42
4	面接交渉における父母の心理的過程の分析	44
四	考 察	54
五	まとめと提言	57

資 料

- 1 調査面接への協力要請のホームページ（写し）
- 2 面接用質問紙

一 はじめに

1 目的

当センターでは、ここ数年にわたって、「家庭内における女性の尊厳侵害に関する調査・分析」を被害者・子ども救援の視点及び加害者対応の視点から実施し、DV法および児童虐待防止法の実現及び実施に対して、一定の知見を提供することができたものと考えている。

直近の調査である「DVに対する男性の意識とDV防止のための加害者教育に関する調査・分析」では、将来の加害者予備軍としての高校生を対象に、暴力に関する意識及び経験についての調査・分析を行い、男女高校生、とりわけ女子が親からの暴力被害を受けている実態と、暴力を肯定的に受け止めている男子高校生の意識傾向が明らかになった。これまで、暴力の子どもへの影響と世代間伝達の重大性を指摘してきた者として、さらに年齢を遡った幼少期の段階での、子どもとその母の暴力被害の緩和・回避・予防の重要性を痛感させられた。

そこでこのたびは、離婚後の男女両性及び子ども間の非暴力的で相互尊重的な関係を構築し、ひいては暴力の世代間伝達を防止するための方途をさぐる調査・分析を行うこととした。「夫からの暴力」が、女性からの離婚調停の申立理由の3位を占め続けてきたことを考え、別居・離婚により別れて暮らす親と子の「面接交渉」事例を調査対象とした。

2 研究方法

次の二つの方法を相互補完的に用いて調査・分析を行った。

- (1) 当センターの面接交渉援助事業「親と子の交流援助事業」の事例当事者に対して、面接、アンケート等を実施し、その結果を主として事例分析的な手法で調査・分析した。
- (2) 当事者による自主的、自立的面接交渉事例として、ホームページを媒体として応募のあった事例及び当センターの離婚セミナー参加者の事例を、援助事例との比較対象群として同手法で調査・分析した。

(3) 調査対象

調査事例	33 事例
内訳	
ホームページを媒体とした事例	6 事例
離婚セミナー参加者	17 事例
援助事例	10 事例
被面接者	合計 39 人（父 11 人、母 28 人）

二 面接交渉実施事例

1 面接交渉自力実施事例

(1) 事例の収集と実情聴取の方法

別居親と子の面接交渉が、第三者の介在あるいは援助を受けずに実施されている自力実施事例は、次の2グループの事例、合計23事例を対象とし、個別面接によって実情を聴取した。収集事例は別居または離婚後の事例であるので、当事者の表記を、子、父、母とした。また、プライバシー保護のため、個別の特定事項の表現を最小限にとどめ、分析結果に影響のない部分については変更を加えた。

① 当法人のホームページを媒体とする協力事例 6例

回答者 父3名、母4名
父子面接5例、母子面接0例、父母双方が面接1例
面接調査期間 平成15年8月から平成15年11月の間
面接場所 当センター相談室及び回答者の指定場所

② 当法人が平成7年度に実施した連続セミナー『子どもがいる夫婦の離婚』の参加者の中から、協力申出のあった17事例

回答者 父3名、母14名
父子面接12例、母子面接4例、父母双方が面接1例
面接調査期間 平成7年12月から平成8年3月の間
面接場所 当センター相談室及び回答者の指定場所

(2) 事例の概要

① ホームページを媒体とする協力事例

父が子どもに会っているケース

ケース 1 父子面接（回答者母）

婚姻期間5年、別居1月、1年半前協議離婚
面接交渉の取決めなし、ただし口頭で好きなきに合わせることが父からの離婚条件
親権者母

離婚時：父 30 歳代、母 20 歳代、子（長男 4 歳半）

調査時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 6 歳）

父の住居：アパート、母の住居：アパート（父親と同居）、父母近居

父の収入：不明、母の収入：月収 15 万円、公的扶助 6 万 5 千円、養育費 0 円、同居の父親の年金から 3 万円

ア) 結婚生活の経過

母には 2 年間同居歴のある前婚がある。アルバイト先の客だった父と半年の交際中、別れようと思っているうちに妊娠してしまった。婚姻届は父の親に印を押さされ、父は中絶を望んだが、借金はあっても働かず中絶費用は準備できなかった。ストレスで切迫流産しかかりながら、母が自分で借金して出産した。子どもができることで父が大人になり、家庭的になってくれることを期待したが、現実には妊娠中から暴力があり、子の出生後には借金が膨らんで自己破産し、母にカードを作れと迫る父と抵抗する母との喧嘩や双方の暴力を子に目撃されている。

夫婦で子のことを話し合うようなことはなかったが、父は生まれた子どもとはよく遊んだものの、自己中心で、機嫌が悪いと子に当たった。母は育児には熱心だったが、負担感が大きく、母親は亡くなっているので父親に助けてもらっていた。父には、子は母親が育てるものとの決めつけがあり、養育費も家事育児の協力も観念になかった。

離婚の伝え方には悩んだ。別居の事実だけを伝えていたが、友達に離婚だと指摘された子が不安を示したので、「パパはずっとパパだけど、父母は別々に暮らした方が仲良くできるから離婚した」との説明をした。改姓は、母の父親の案で、父母のどちらのチーム名を選びたいかという提案を子が選択した。

イ) 面接交渉

母は、子が父を求めており、子にとって必要なことと認めている。実施内容は父からの連絡で直前に話し合いで決め、泊めるとか、夕食を食べて帰すとか、風呂だけにするとか、母はおおむね父の言うことを認めている。ときには母の方から子を託して職場の旅行に参加することもある。父母二人だけで会うことはないが、子どもの前では友だちのような話し方になっている。

子どもの様子の変化としては、はじめの頃、連休の後や父方の実家を訪ねた帰り際など、もう会えないのかなあといって泣いていた。次第に子が切りかえができるようになり、面接は楽しんで、バイバイといって別れ、帰ってから買ってもらったおもちゃに夢中になっているというようになった。

ウ) 心 情

婚姻中はお金のことで追い詰められて父を思いやる気持ちがなかった。何でも先に立って引っ張るタイプなので、父にもつらい思いをさせたと思う。今は、何があっても自分で何とかすればいいんだ、向こうの生活とは関係ないと気持ちが楽になった。対等に話ができるようになった。養育費ももらわず、最終的に子どもは自分が育てているという責任感が育ち、自信ももてるようになった。むしろ、母の方に強みがあって、仕事面などでは協力できるようになった。

母は、子の運動会に来る父の姿に愛情の深まりを感じ、父も大人になったと父の成長を認めている。金銭面以外には、母が父に改善を求めたい点はない。しかし、金のことも、もめないほうがよいと思っている。

現在のような気持ちになるまでには、カウンセラーに支えられながら自分をみつめる機会を与えてもらったことが大きな力になっていると思う。

ケース 2 父子面接（回答者父母）

婚姻期間 6 年、別居期間 3 ヶ月、3 年半前調停離婚

面接交渉の調停条項あり（3 年間毎月 3 泊 4 日以上、長期休暇中数日追加）、親権者父、監護者母

離婚時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 2 歳半）、

調査時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 6 歳）

父の住居：借家マンション、母の住居：借家マンション。父母同じ町内

父の収入：年収 400 万円（同居時 350 万円）、母の収入：450 万円（同居時 500 万円）、養育費月 3 万円。

ア) 結婚生活の経過

父が専門学校卒、母が大学卒の共働き前提の夫婦間で、仕事を選んでいて収入の不安定な父を母が扶養する生活に双方が不満となり、母の家事への負担感の強まり、子どもの前での父の暴力、母と父の親との不仲などが重なって母が調停を申立てた。

同居中の親子関係への認識は、父が子とよく遊び、夫婦で子どものことをよく話し合ったことは夫婦で一致しているが、子育てを母親に任せたことと育児観には不一致がある。経済的責任を負わされた母には、体の具合が悪くなるほどの恨みや怒りがあった。

イ) 面接交渉

双方が実質的な共同親権の発想を持ち、それに代わるものとして親権と監護権を分離し、子には母から、父母が別々に生活するとの表現で伝えてある。両方に家があるイメージで送迎しており、子は父方の両親の家に泊まることもある。原則的には父が電話して送迎し、終了時点で次回を話し合うが、母が迎えにきたり、面接外に父が保育園の迎えをしたり、子守りを頼まれることもある。父には、母が再婚した場合の面接交渉の継続に対する不安がある。

・面接交渉を必要と考える理由

父は、子に忘れられたくない、忘れたくない、遊び相手、相談相手としてずっと接していく父でありたいと思っており、母は、父親の存在は子にとってかけがえのない存在と思うし、祖父母の存在も知ってもらいたい、子も楽しみにしていると感じている。

・困難点の改善

母には、海外生活の体験から、離婚後の親子関係のあり方を考えて行ったら現状に行き着いたとの意識がある。しかし、別居後にもめて、4ヶ月の中断があり、調停で取決めを行い再開した。それでも、子が4歳前後には、面接に出かける際に、母にいい子にしているねと気づかいを示したり、父との別れをしぶって車にはりついて泣いてしまうなど、少し不安定になった時期があった。5歳ころからは、徐々に気持ちが楽になってきた様子で、言いたいことを言い、遊び感覚で父と過ごせるようになった。現在、入学に合わせたやり方の準備を進めている。

改善のための努力としては、母は双方の歩み寄りを、父は、父母が赤の他人になり、たまに仕事の相談をしあえる友だちの関係になることを挙げている。

援助機関の存在を、母は当時知らなかったが欲しかった、父に必要な情報に触れ、勉強してもらいたかったと述べている。

ウ) 心 情

双方離婚後は、やり直せてよかった、気持ちがさっぱりしたと思っている。母は父が一時期よりも柔和になったと感じており、父は母が自分の両親に優しくなったと感じている。

母は次のように自分を振り返っている。父には母がしっかりしていると見えていたと思うが、主体性がなく、頑固だがもともとは自信がなく心配性だった。視野が狭く自分に余裕を持たせる考えがなかった。離婚経験者の自助グループに入り多くの情報に接したことで視野が広がった。今は、別な考え方、伝え方、協調の仕方があると感じている。しかし、相手に対する「許し」がはずせない人は、情報を得ても、考えや感情を転換することは難しいと思う。父は、あきっぽい点が短所であり、非難攻撃され自己評価が下がっていたが、現在は経済的に自立できたと振り返っている。

ケース 3 父子面接（回答者父）

婚姻期間 16 年、1 年前協議離婚、離婚後 2 ヶ月間同居、
面接交渉の取決めなし

親権者母

別居時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長女 10 歳）

調査時：父 50 歳代、母 40 歳代、子（長女 11 歳）

父の住居：実家、母の住居：実家。父母隣接県

父の収入：480万円（結婚当初500～700万円）、母の収入：離婚後パート（収入不明）、養育費月5万円＋塾の経費年額35万円（父が経費の3分の1負担）

ア) 結婚生活の経過

父は数度にわたるリストラ、転職などで経済的に破綻し、これが夫婦の間に溝を作ったので、憎み合って別れたのではないとの思いが強い。母がすぐにでも再婚するかに見えるほど離婚を急ぐと感じ、経済面での引け目もあって、母に言われるままに協議離婚に応じた。

婚姻中の親子関係は、素直でおとなしくみえた母が、子育てへの父の介入をいやがって口うるさくなり、熱心ではあるが子に密着しすぎて感情をぶつけている傾向があった。実際には、父は仕事に追われて育児にかかわれなかったが、子のことは母とよく話し合い、家族旅行、勉強面などできる限りのことはしたと思っている。暴力はふるっていないが、夫婦喧嘩は子に目撃されている。

イ) 面接交渉

離婚は母から子に伝えたと思う。離婚前、子は父を避けていたし、母に言われているらしく、今も父にものをねだるようなことはないが、会うようになって父の本当の姿を知ったのか、とても親しくしてくれ、次の連絡をせがむ。母の口うるさを訴える子に対しては、母にあまり反抗しないようにやんわり諭している。面接交渉は口約束だったが、父は母とも子ともメールのやり取りがあり、子とは週に1回程度電話、メール、チャットで勉強の質問に答えたり、日曜の塾帰りに公園で会ったりしている。父子関係は離婚後の方が良好である。

・面接交渉を必要と考える理由

面接交渉は別居親に対して義務にするべきだ。面接を続ける中で、子への愛情、責任感から、養育費をきちんと支払う環境ができる。養育費だけを強制し面接ができていない状況を放置すれば、怨恨だけが社会に広がる。勉強や社会の仕組みを教えたり、生き抜く智恵を与えるためにも、父子の接触は不可欠と考える。

・困難点の改善

母の要望に応えたり、母を立てることで継続できていると思うが、どこまで続くか自信がない。これで最後と思いつながら会っている。

ウ) 心 情

離婚後は、わけもなく涙が出たり、半ベソ状態で死にたいと思った。インターネットで同じ経験をもつ仲間の存在を知って落ち着いた。母が子どもの教育にこれだけ関わらせてくれるとは思っていなかったので、母に感謝している。

ケース 4 父子面接（回答者父）

婚姻期間 10 年、2 年半前調停離婚 婚前に海外で 1 年同居

面接交渉の調停条項あり

親権者母

離婚時：父 40 歳代、母 30 歳代、子（長女 6 歳）

調査時：父 40 歳代、母 30 歳代、子（長女 9 歳）

父の住居：実家、母の住居：実家、隣接県

父の収入：1,000～1,250 万円、母への給付：養育費月 10 万円＋5～6 万円

ア) 結婚生活の経過

父からみた結婚当時の母は、節約家で、少し短気であるが、思いやりがあり互いに尊重できる人柄とみえたが、父の収入増とともに浪費家になった。ストレス発散の方法として浪費を放任しているうちに、母に異性関係が生じ、家出外泊などがあって離婚となった。父には離婚理由がいまだによくわかっていない。

婚姻中の親子関係は、父としては育児に積極的に参加し、子とはよく遊び夫婦でも子のことはよく話し合ったつもりである。母は家事、育児にはあまり熱心でなく、子に感情をぶつけがちであった。子の前で夫婦喧嘩を売られることもあった。

イ) 面接交渉

子は、母や母の家族の愚痴をはじめ、学校、友人のことなど何でも自分から話してくれ、父に会うと喜んでいる。父子の関係は良好と思われる。学校（担任）との関係も父子ともに良い。実施状況は、母と相談しながら、毎月 2 回（土、日の 4 日・宿泊あり）、夏休み 20 日位、冬休み 5 日位、春休み 2～3 日である。

・面接交渉を必要とする理由

子の精神の安定を図るために、自分の場合は、面接交渉が必要であると思う。

困難点の改善

- ・父母が直接会って話のできる関係にあるが、父はトラブルを起こして面接を拒否されることを避けるために、事務的な打ち合わせに限っている。

ウ) 心 情

父は母には怒りを感じたが、子には申し訳なく思っている。母の変化や成長は感じていないが、父自身は人への気遣いが増したと感じている。

ケース 5 父子面接（回答者母）

婚姻期間 23 年、7 年前から 2 年別居、5 年前調停離婚

面接交渉の取決めなし

親権者母

別居時：父 50 歳代、母 50 歳代、子（長男 23 歳、長女 19 歳、二男 17 歳）

調査時：父 60 歳代、母 50 歳代、子（長男 30 歳、長女 26 歳、二男 24 歳）

父の住居：賃貸マンション、母の住居：自宅マンション、父母近居

母の収入：離婚時の解決金 1,000 万円、パート収入月収 10～15 万円、他に親の遺産あり

ア) 結婚生活の経過

母の実家の父親の死後、その家業を引き継いだ父に女性関係が生じ、夫婦関係に亀裂が入ると時を同じくして父の事業が不振となった。経済的な危機体験のない専業主婦である母は、将来の生活への不安、父の夫として、経営者としての裏切りに対する怒り、自尊心の傷つきなどのためにうつ状態に陥った。離婚の決断は、母を守ると言う長男の勧めと、父の離婚の決意の固さと侘びの気持ちを感じる予想外の解決金が提示されたことによる。

ウ) 面接交渉

子らは母の気持ちを察してか、しばらく父の話題をさけていたが、学費の交渉のこともあって母には黙って父に会っていたらしい。父が女性と別れたことも二男から聞かされた。

長男が結婚式に父を呼びたいと言ったことがきっかけで、年に何回かは、長男の新しい家族を含め、会食をするような関係になっている。親子の関係を否定する気持ちはないので、親戚のひとりとして父とも行事などの付き合いはして行こうと考えている。最近、父に一番反発していた二男が、父の誘いを受け入れて、父の会社に転職した。苦い経験を経て、離婚後の新しい関係ができつつあるように感じている。

イ) 心 情

母は、父が家事・育児に参加しないことに疑問や不満は抱かなかった。3 人の子育てを懸命にしていれば家族的貢献を十分していると思っていたが、親の七光りと父の経済力に依存して生きていることに無自覚で、父の婿養子のような立場や仕事上の努力への気づきには欠けていたと自分を振り返っている。

行き詰ったときに、相談に乗ってくれるカウンセラーがいたおかげで、新しいよい関係がみえる所までこられたように思う。

父母双方が子に会っているケース

ケース 6 父母が時期によって交代（回答者母）

婚姻期間 10 年、別居期間半年、5 年前協議離婚

面接交渉の取決め私的文書あり

親権者母、監護者父方

離婚時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 9 歳）

調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長男 14 歳）

父の住居：自宅、母の住居：自宅 父母隣接県、父母共に再婚

収入：父母とも再婚相手との世帯収入年収 1, 500 万円以上、養育費相互に 6 万円

ア) 結婚生活の経過

父母ともに同じ分野の専門職である。育児期に母の方が仕事の繁忙と責任が重くなり、同居の父の両親に家事・育児を依存してしのいできた。しかし、母に精神的余裕がなくなるとともに、子育てでの姑への負け意識と親任せの父への不満がつのり、母から言い出して協議離婚した。父が育児実績のない母に子を渡さず、子も転校を望まないため、母は養育費を支払い親権者とはなったものの、父方での監護を継続することを受け入れざるをえなかった。

イ) 面接交渉

母には、父母は可能な限り子と平等に接するべきとの主張と、子の愛着心を姑から取り戻したいとの気持ちが強く、子にも離婚の事実を伝えて毎週末の下校後と長期の休暇中の 1 週間から 10 日程度を母方で過ごす内容の取決めを父と交わした。養育費の使途、子の携帯電話の所持、父母双方の新たな交際相手と子の関係など、問題をはらみながらも、面接交渉は続けられた。

その後、母は新たな交際をはじめ、面接のときには交際相手を交えて 3 人で過ごしていたが、母には実母子の関係よりも男同士の関係の方が楽しそうに見え、再婚して子を引き取りたいとの気持ちが次第に強くなった。

母は、監護者変更の調停を申し立てるが、母の再婚相手との生活を父が認めず監護者変更の合意は得られなかった。そのうち今度は父が再婚することになったが、父は再婚相手とともに子の監護を継続することを強く望んだ。その際、再婚を喜んでいない子の真意を聞かされた母は、再度調停を申立てた。

しかし、調停の結論が出るのを待たず、子が卒業の日に自分の足で母の家に移動した。父も母に監護権をゆずることとなった。その後、子は母の再婚相手と養子縁組したが、母と入れ替わった形で、頻度は減少したが父との面接交渉を行っている。

ウ) 心 情

子が明るく活発になり、ほんとうにほっとしている。別居の頃は、子はすっかり姑になついでいて、それを切り離すのが罪悪と思われた。母親として子に受け入れられているとの自信がなかったのも事実である。子が母との生活を選んできたのでうれしい。その間、子にも複雑な思いがあったと思うが、ここまでに子を育ててくれた点では、父にも姑にも感謝している。今後は、父子関係を尊重していきたい。

再婚相手を含め職場の先輩、同僚、実家の父、弁護士、カウンセラーと、たいへん多くの人にお世話になったことも感謝している。

② セミナー参加者事例

父が子に会っているケース

ケース 7 父子面接（回答者母）

5年前別居、4年前調停離婚

面接交渉の調停条項なし

親権者母

別居時：父 50 歳代、母 40 歳代、子（長女 21 歳、長男 18 歳、二男 17 歳）

調査時：父 50 歳代、母 50 歳代、子（長女 25 歳、長男 22 歳、二男 21 歳）

父の住居：社宅、母の住居：親の所有マンション。父母宅は同一県内

母の収入：現在年収 700～1,000 万円位。子が未成年当時は、長男の教育費年 25 万円と養育費月各 3 万円、公的援助、奨学金、母方祖父母からの小遣等。解決金 300 万円（70 万円は強制執行）

ア) 結婚生活の経過

生活費を入れない父と母の争いを見たくない、はやく離婚してほしいとの長男当時高 3 の言葉で母が離婚を決意し子どもを連れて別居した。

イ) 面接交渉

長女が養育費の交渉と結婚の伝達のために 2 回、次男が 1 回、父に会った。現在は末子だけが母と同居し、他の子は結婚独立、大学の寮に生活している。

ケース 8 父子面接（回答者母）

半年前協議離婚

面接交渉の取決めなし

親権者母

離婚時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長女 15 歳、長男 14 歳、二女 10 歳）

調査時：父の住居：民間マンション、母の住居：自宅公営住宅。父母近居

母の収入：父から生活費平均月 40 万円、母は週 1 回専門職パート

ア) 結婚生活の経過

父の所得オーバーによる公営住宅退去の必要が、かねてよりの母の離婚願望を実現するきっかけとなり、母子は残り父が家を出るかたちで離婚が成立した。

イ) 面接交渉

子らに離婚をまだ説明していないし面接交渉の取り決めもないが、近居する父の所へ末娘はよく訪ねている。離婚は父から説明してもらいたいと思っている。

ウ) 心情

長女の長年の不登校が中卒後の今も続いてはいるが、住居が安定し、夫や一時同居した姑からの精神的重圧や劣等感から母が解放されたので、落ち着いて変化を見守っていけるようになった。

ケース 9 父子面接（回答者母）

3 年前別居、1 年前調停離婚

面接交渉の調停条項なし（調停中の口頭で約束）

親権者母

別居時：父 40 歳代、母 20 歳代、子（長男 2 歳）

調査時：父 50 歳代、母 30 歳代、子（長男 5 歳）

父の住居：自宅、母の住居：実家。同じ県内車で 40 分の距離

母の収入：手取り月収 20 万円位、ボーナス 5 万円程度。養育費なし、学資保険月 15,000 円を父が負担。公的援助 4 万円位。収入は半減したが、ローン、保険支払いから免れて、生活は楽になった。

ア) 結婚生活の経過

自己中心的で我が儘、自立できていない父の生活態度が原因で、母が子を連れて実家に帰り、2 年後に母が調停を申し立てた。

イ) 面接交渉

別居中、父の希望で月に2回子を父に会わせていた。親権の争いの後、調停の席上で、子の生活リズムを乱さないよう親子3人の都合で会うとの口頭の約束をし、離婚時4歳の子には、父母とも子のことが好きだからいつでも電話できると母から伝えている。同居当時から子とよく遊び、授乳、入浴も多少手伝った父は、離婚後は、月1回、父の方から電話で都合を尋ね、車で迎えにきて会う。母は、子が父方で1泊程度してくることが子の生活の一部になっており、父子でサッカーやテレビの話をしながらか面接交渉を楽しんでいると感じている。また、離婚を子なりに納得していると思う反面、面接終了時に帰宅を嫌がったり、父母間のトラブルに動揺して生活リズムが狂うこともある。

ウ) 心 情

ひとり親になってから子の動作が荒くなったり、泣いたり怒ったりするなどの情緒面、特に子どもらしさが欠ける点が心配である。

ケース 10 父子面接 (回答者母)

婚姻期間9年、7ヶ月前に別居、5ヶ月前に調停離婚

面接交渉の取決めなし

親権者母

別居時：父30歳代、母30歳代、子(長男8歳、二男3歳、三男2歳)

調査時：父30歳代、母30歳代、子(長男8歳、二男4歳、三男2歳)

父の住居：自営業事務所→マンション、母の住居：自宅。父母近居

母の収入：収入月5~8万円、母の転居までは家賃を含めて父から月40万円

ア) 結婚生活の経過

三男が1歳時、父が仕事上の交際から女性関係ができ、結婚すると言って家を出たが、離婚後その関係は破綻した。父は同居中、気分によっては料理、買物、子の入浴や遊び相手になっていた。父と長男は特に親密だったので、別居後いつとき長男は不安定になった。

イ) 面接交渉

父子の希望を母が受け入れて毎週火曜日に、長男を父が送迎して父方を訪ねさせ、宿泊してきたり、サーフィンに行ったりしている。

最近、子の望んだ時にはいつでも会わせ、父にも学校参観に来てもらい、年末年始には父が母方を訪ね、全員一緒に過ごした。父方の祖父母とも会わせるつもりである。父、母としては

一般家庭と外見上変らない子との接し方をしており、離婚を説明していないが、長男は何となくわかっている様子である。転居後の転校、転園に対する子の適応が現在の心配ごとである。

ウ) 心 情

母は、離婚後は父役割も負わなければと考えて自信を失って不安定になっていたが、父が子との交流によって父役割を継続させ、子も楽しむのを見て、気分的に楽になっている。

ケース 11 父子面接（回答者父）

8年位前に別居、4ヶ月後に調停離婚

面接交渉の調停条項なし

親権者父、監護者母

別居時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 4 歳、二男 3 歳）

調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長男 12 歳、二男 11 歳）

父の住居：関東の都市部、母の住居：実家→父所有のアパート 父母宅は隣接県

父の収入：年収約 1,000 万円、母の収入：離婚時解決金 500 万円、養育費毎月 10 万円、稼働収入不明

ア) 結婚生活の経過

母はわがままである上、経済感覚や時間感覚が欠落していて父とは性格が合わない。父は家事育児を手伝えないほど残業が多くて疲労困ぱいしていたが、母は理解してくれず、子を連れて実家に掃ってしまった。

イ) 面接交渉

不定期に月 1 回程度父から電話し、母が送迎し、遊園地、食事、登山などその都度異なる過し方をする。時間は半日から一日程度であるが、年に 3 回位は父のところに泊る。父からは離婚について子に改まった説明はしていないし、面接交渉についても子の理解の仕方はわからない。実際の面接では、はじめは表情が固いが 30 分程度で打ち解けてくる。入院中の父の友人と一緒に見舞うなど社会経験を積ませることに留意している。母が面接に消極的、母方祖母が父母の連絡を妨害するなどの障害がある。子は 2 人とも気持ちが散漫で集中力が乏しい傾向があり、子の精神面での順調な成長に不安を感じている。

ウ) 心 情

調停制度の不備を体験し離婚のリカバリーとして、調停委員になることを希望している。

ケース 12 父子面接（回答者母）

1ヶ月前に別居

面接交渉の取決めあり（口頭の約束）

別居時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 1 歳半）

調査時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 1 歳半）

父の住居：アパート、母の住居：自宅、同一区内

母の収入：母の婚前の預貯金の取崩しと養育費（婚費）月 3 万円

ア) 結婚生活の経過

短気で激昂する父が家を出た。同居中の父は、家事育児には台所仕事と洗濯以外は授乳、おむつ交換等全面的に参加しており、風呂の支度と入浴は父の仕事だった。現在は、母方の実家の母が育児援助をしている。

イ) 面接交渉

父の希望により口頭の約束で毎週土曜日に父が迎えにくるかたちで、レストランで食事をしたり、母の所を訪ねたりする。子は父と会って楽しそうにしているが、会った日は父を探す。

ウ) 心 情

このまま会わせ続けるのがよいか、不安をいただいている。

ケース 13 父子面接（回答者母）

1 年前別居

面接交渉の取決めなし

別居時：父 20 歳代、母 20 歳代、子（長女臨月）、父の両親が同居

調査時：父 20 歳代、母 20 歳代、子（長女 1 歳）

父の住居：両親同居の自宅、母：実家。近県同士

母の収入：父の月収手取り 22 万円を、双方で使途協議の上母が管理。母は無職、実家に食費月 2 万円を出している。

ア) 結婚生活の経過

交際中に妊娠がわかり、母からけじめとして要求した結婚。出産里帰りがそのまま別居となった。母は同居中の父の母親との確執及び父から受けた非難に傷ついていた。父は家事育児に全く手を出さなかった。

イ) 面接交渉

長女が2ヶ月頃より父の方から頻繁に訪ねてくるようになり、応対に疲れる母と衝突などの経過を経て6ヶ月目頃から2週間に1回のペースを保持し、父が母方を訪問して食事を共にする。人見知りしない子で、他人と区別なく寄って行ったりあやしてもらっているが、母は子に、父を「パパ」とか「お父さん」と呼びかけないようにしている。離婚後の面接については煩わしさなどの気持ちもあって不安、疑問をもっている。

ウ) 心 情

母には、傷の癒えた分だけ、父への愛情が薄れており、やり直しに意欲的になれず、さりとて離婚もためらわれて迷っている。

ケース 14 父子面接（回答者母）

1年前別居、調停不成立。母は再申立ての見込み

面接交渉の取決めなし

別居時：父30歳代、母30歳代、子（長男5歳、長女1歳）

調査時：父40歳代、母30歳代、子（長男6歳、長女2歳）

父の住居：自宅、母の住居：実家。父母宅の距離不明

母の収入：月収手取り8～9万円、父からの養育費（婚費）月計8万円、居住費と食費が実家の親がかり

ア) 結婚生活の経過

父の飲酒への依存のため、生活が逼迫して母が子を連れて実家に戻った。長男は別居を説明したわけではないがわかっている。父は同居中、行動面では家事も多少手伝った。しかし、父親としての考えがはっきりせず、会わせても父親らしく振舞うか心配だった。

イ) 面接交渉

父が淋しさから子に会いたがるので、年3回位、父からの申し出の都度会わせている。父が送迎して動物園などで遊んでくる。子の様子には動揺するような変化はなく、母に父と遊んだ話をする。子の方から、父の話や会いたいということはない。

ウ) 心 情

最近、父が保育園に面接を申し込んだ。（母にも手紙が追送された）。母を通しての面接が崩れるのを心配している。

ケース 15 父子面接（回答者母）

3年前から別居、1年半前に別居調停成立

面接交渉の取決めあり 調停条項（年4回）

別居時：父30歳代、母30歳代、子（長女4歳）

調査時：父40歳代、母30歳代、子（長女7歳）

父の住居：自由業の両親と同居の自宅、母：実家→マンション、隣接区同士

母の収入：月収手取り20～23万円、ボーナスなし、養育費（婚費）7万円。マンションのローンを母の実家で負担。（同居中は父の収入が月20万円程度＋父の実家からの援助で生活には余裕あり）

ア) 結婚生活の経過

専門職の家業を継いだ父の婚前からの精神的不安状態が悪化し、夫婦関係も、収入もなくなり、父の両親からは生活を保障する代りに看護師的役割を期待され、父に代る跡継ぎとして子を抱え込まれ、母も不安定になって将来的不安から別居に踏み切った。

イ) 面接交渉

母から出した離婚訴停が別居調停として成立した際に、年4回と決まった。父の方からの申出があると、父の両親も交えレストランで食事など取る。子には別居の事情を説明しなかったが、父が好きだったのに、子なりに会いたいと言うことへの禁止がかかっていた様子もあり、会った後の別れがつからそうだった。離婚は大人の都合の押しつけと気づいた。しかし、現実には、父の症状は一層悪化して入院となり、退院の目途がつかっていない。見舞うと父の父親が歓迎しなくなり、子も父との面会を喜ばなくなっている。父の父親が離婚に積極的になってきたが、その裏で、下校途中の子を車で待ち伏せては週に何度も会うようになった。子が固く口止めされたのを、母にだけは内緒で教えると言って話してくれた。

ウ) 心 情

保育の援助は、保育園、学童クラブを利用してきたが、子から、最近母は何かといえば実家を頼りすぎると批判されるようになっている。今後の対応に悩んでいる。

ケース 16 父子面接（回答者母）

8ヶ月前から別居

面接交渉の取決めなし

別居時：父40歳代、母30歳代、子（長男4ヶ月）、舅、父の先妻の子2人（小5男、小2男）が同居

調査時：父40歳代、母30歳代、（長男1歳）

父の住居：農家の自宅、母の住居：実家、父母宅は都内と隣接県
母の収入：婚費月額 25 万円、祖父母からの不定期援助

ア) 結婚生活の経過

父に女性関係ができて夫婦間の交渉もなくなり、精神的に不安定になった母が子を連れて実家に戻った。母と子は父との同居中より気持ちが安定しているが、置いてきた父の先妻の子のことが気がかりである。

イ) 面接交渉

面接交渉は、暗黙の了解により、生活費受取りの際に母から連絡して、母子で父方を数時間訪ねる。舅や異母兄にも会わせているし、1回は泊ってきたこともある。先方は喜んでいる。

ウ) 心 情

はじめは会わせたくなかったが、セミナーを受けて考えが整理でき、父に子の父である意識をもたせたいと思うようになった。

ケース 17 父子面接（回答者父）

3年近く別居、半年程前に夫が家裁申立て調停中

別居時：父 30 歳代、母 20 歳代、子（長女 4 ヶ月）、母の両親が同居

調査時：父 30 歳代、母 20 歳代、子（長女 3 歳）

父の住居：関東、母の住居：北海道

父の収入：年収税込み約 1,000 円、母の収入：年収 450 万円、母子の上京費用（1回 4 万円）、母は 6 万円要求するが父は毎月 4 万円送金、上京時に母子の衣類、玩具の購入費、子の保険掛金月額 1 万円を父が負担

ア) 結婚生活の経過

関東で共働き生活をしていた父母のところへ、母の両親が郷里を引き上げて同居するようになった。しかし、母は長女の産休、育休をとって在宅生活に入ると、育休半ばで自身の母親と長女を連れて郷里に戻り、翌年の学年はじめまでには転勤してしまった。その翌年には義父も帰郷してしまったので、父が訪ねて上京か離婚を迫ったが、母は父の転勤同居を求めて合意ができず、父が調停を申立てた。

イ) 面接交渉

面接交渉は取り決めたわけではなく、この話合いの経過の中で、子が父に会いたがることもあって父が母方を訪問、あるいは、母が子連れで上京して2ヶ月に1回程度の頻度で実施されている。母が上京するのが原則的であるが、連絡はその都度電話やFAXで取り決め、上京の場合は父が車で空港まで送迎する。訪問中は普通の夫婦の生活に戻り、買物、ハイキング、旅行に出掛け、性関係もある。

父に会ったときの子はものすごく嬉しそうで、手を引っ張って急かせたりするが、父母の電話でのやりとりには『そんなこと止めて』と叫び、父母間の問題を感じているようである。来訪中父母が旨く行っていると、赤ちやん返りの甘えを示す。子の年齢から母が必要なので、子が母方にいるのを容認している。

ウ) 心 情

養育に心配は感じていない。問題は父母双方が自己実現できるような現状打開の可能性の方にある。

ケース 18 父子面接（回答者父）

半年程前に別居

別居時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 4 歳・未就園、長女 8 ヶ月）

調査時：父の住居：自宅、母の住居：実家。同じ市内

父の収入：父の年収 700 万円（月額手取り 33 万円）

母の収入：婚費毎月 12 万円と親からの援助で生活

ア) 結婚生活の経過

長女出産前に母が実家に戻りそのまま別居状態となっている。母方の親と父との不仲、子の養育についての父母の意見の不一致、父の女性関係などが紛争原因である。

イ) 面接交渉

父が月 1 回以上母の実家を訪ね、長男を連れ出して半日位一緒に遊んでいる。子は父との交流を喜んでいる。仕事でも暇を見つけて接触している。同居中の母はヒステリーを起こしてすぐ実家に戻っていた。別居も母の一方的行為であり、父は、洗濯、ゴミ捨てをはじめ、家事は多少手伝ってきた。

ウ) 心 情

最近では、子の喋り方まで母方祖父に似てしまい、父の影がうすくなるのが父にとって気がかりである。

母が子に会っているケース

ケース 19 母子面接（回答者母）

2年前別居、1年半前別居調停

面接交渉の取決めあり（調停条項 長女二男を母に自由に合わせる）

親権者父

別居時：父 50 歳代、母 40 歳代、子（長男 18 歳、長女 15 歳、二男 13 歳）

調査時：父 50 歳代、母 40 歳代、子（長男 20 歳、長女 17 歳、二男 15 歳）

父の住居：自宅、母の住居：実家一マンション。父母同一県内

母の収入：月収手取 15 万円位、長男が光熱費と公共料金負担。借金返済の残額で喰いつないでいた同居時より安定、（養育費支払なし）

ア) 結婚生活の経過

別居歴 3 回、長年父の専横な態度に耐えてきた母が、父の暴力と事業の失敗を契機に長男に促されて長男と共に家を出た。転校を望まず父の許に残ることを選んだ下の子 2 人は父方に残した。

イ) 面接交渉

長女が母を心配して 2、3 度訪ね、母を慰め励ましてくれた。その際、長女は母が家を出てから 1 度も布団を干したことがない、料理ができないので買って食べることが多いことなどを話したので、母は家事について長女に助言などした。長男も 1 度だけ父を訪ねたが、父が長男に土下座して復縁の仲介を頼んだため以後一切父に会おうとしない。

ウ) 心 情

母は生活費にも事欠く生活と心理的圧迫からは解放されたものの、長女が過重な主婦役に疲れて不登校になっていること、二男が 1 度も会いに来ないこと、長男が高卒後独立して兄弟にかかわろうとしないこと等が気になっており、子どもを置いてきたことで生涯十字架を背負うと感じている。

ケース 20 母子面接（回答者母）

8 年前別居、4 年前調停離婚（調停→訴訟→調停）

面接交渉の調停条項なし

親権者父

別居時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長女 18 歳、長男 12 歳）

調査時：父 50 歳代、母 50 歳代、子（長女 22 歳、長男 18 歳）

父の住居：自宅、母の住居：実家。父母宅は隣接県

母の収入：不定期のアルバイト年収 50 万円未満、実家の父に依存、
(養育費支払なし)

ア) 結婚生活の経過

父が母に暴力振るうところをわざわざ長男に見せたことがきっかけとなり、父の暴力に耐えかねて何度も家出を繰り返す母の離婚に反対していた長男の気持ちが変わった。調停と訴訟で親権をめぐる 3 年係争したが、父に面倒なことを起こさせたくない長男から、子のことは一切持出さないで母が家族を捨てたことにしてほしい、離婚後長男の方から母とは連絡をとると言われて離婚を成立させた。

イ) 面接交渉

長男は自身の意思で父の所に残ったが、「母を引き戻すために『会いたい』と言う手紙を書かされたが受け取ったら破ってよい」と震え声で母に電話をしてきたこともある。長男は父に隠れて連絡をくれ月に 2 回位会いに来る。一緒に外食をしながら、姉（障害者、施設入所中）のことを話し合ったり、母の話を聞いてくれる。

ウ) 心 情

父は小学生のいる女性と近々再婚する。今後家族関係が複雑になると思うが、最近父が暴力を止めて長男にやさしくなっていることや、自身で問題解決できる長男（現在大学 1 年）の自立心に、母は安堵を感じている。

ケース 21 母子面接（回答者母）

5 年前別居後協議離婚

親権者母

子の引渡し調停不成立（親権者母、実質上は監護者父のまま）

面接交渉の取決めなし

別居時：父 50 歳代、母 50 歳代、子（長女 23 歳、長男 21 歳、二男 18 歳、
二女 15 歳、三男 9 歳）、父の両親が同居

調査時：父 50 歳代、母 50 歳代、子（長女 28 歳、長男 26 歳、二男 23 歳、
二女 20 歳、三男 14 歳）

父の住居：自営業の自宅、母の住居：実家→再婚先。父母宅は関西と関東

母の収入：現夫の月収手取 27 万円、賞与 5、2 ケ月、母のボランティア収入月
1,300 円位、（養育費支払なし）

ア) 結婚生活の経過

第3子出生の頃から母と性格の合わない父に女性関係ができ、暴力、性的不満も重なって、第5子である末子が9歳のときに、母だけ近在の実家へ別居した。別居直後から、母は毎朝子どもに弁当をつくって届け、未成年の子ども3人は母が親権者となって離婚した。

しかし、父が子を引き渡さず、離婚の2年後から3年かけて子の引渡調停を行った。最終的には子が自身の意思で父の所に残り、代りに母子の面接交渉が公然化して続いている。

イ) 面接交渉

母が実家に身を寄せていた間は子と買物をしたり、誕生日祝いに手紙や祝金を渡していた。4年前に母は再婚したが、授業参観にはずっと欠かさず遠距離から出席してきた。子に進学の相談を受けたこともある。父の要求あるいは了解のもとに、末子らとホテルで1泊、遊園地に連れて行ったこともある。母宅へ連れて行くことは父が了解していない。月に1、2回、日帰りあるいは1泊で、母が子に会いに行っている。話題は主として学校のこと。

ウ) 心 情

母は、子が父を尊敬するように、父の良いところを話すように配慮している。

ケース 22 母子面接（回答者母）

約2年前協議離婚

面接交渉の取決めなし

親権者父

離婚時：父30歳代、母30歳代、子（長女6歳、長男3歳）

調査時：父30歳代、母30歳代、子（長女8歳、長男5歳）

父の住居：自営業の自宅、母の住居：店舗兼用住居。父母宅は同一県内

母の収入：自営業収入月収15～6万円、親には頼らない、（養育費支払なし）

ア) 結婚生活の経過

やり残した自分の生き方をしたい母が、今逃したらできないと人からアドバイスを受け、自己実現のために父と協議離婚した。子どもは親の離婚を『お母さんは勉強に行った。だからいない』と言っていたが、まだ話してもわからないので説明していない。母に経済力がないので子は父が引き取った。母としては食事と病気のことが心配だったが、おむつ交換や入浴、子の遊び相手をしてきた父は心配ないと言い、母が父から相談されることはない。

イ) 面接交渉

親または子が希望したときには双方向から連絡しあって会うことを話し合い、母が父方へ出向くかたちで月に1～2回、3～4時間滞在して父を交えて食事などをする。泊ることもある。

はじめの1年位は、会えば親子とも気持ちが高ぶり、別れば不安定になるので、父がだんだん会わせなくなっていた。1年後に子が会いたいと言い、夏休みに3週間北海道に連れて行ったらその後、子は落ち着いた。家族が自然によい形でおさまるのが一番よいと思っている。子には自身の友達がいる自身の世界ができている。素直に話すようになったし、しっかりした。母に対しては距離をおいて見ている。

ウ) 心 情

心配は特にない。

父母双方が子に会っているケース

ケース 23 父母双方面接（回答者母）

約2年半前別居

面接交渉の取決めなし

別居時：父40歳代、母40歳代、子（長女21歳、長男20歳、二男19歳）

調査時：父40歳代、母40歳代、子（長女24歳、長男22歳、二男21歳）

父の住居：父の別宅、母の住居：自宅。父母宅は近県

父の収入：税込年収1,000万円、母の収入：年収800万円。

二男の養育費全額父負担

ア) 結婚生活の経過

父に女性関係ができて、父が父名義の別の家に別居するようになったが、父は共働きの夫としてすべての家事育児を多少なりとも手伝い、現在も子の経費を全額負担するなどよい父である。子は全員成人し、その意思にまかせてあるが、父には会わせてやりたい。当時浪人生だった二男が、長男から離れて生活することを望み、二男だけが父の所で暮らすことになった。肥満で大学不登校ぎみの生活をしているのが気がかりになっている。

イ) 面接交渉

二男が母の所へ行き来している。家族全員で2泊3日のキャンプをしたり、子どもの誕生日には家族全員父方で食事会をしたりしている。

ウ) 心 情

母には今も離婚の意思はない。やり直しの途を模索中である。

2 面接交渉の要援助及び実施困難事例

(1) 事例の収集と実情聴取の方法

別居親と子の面接交渉が、第三者の介在あるいは援助を受けることなしには実施できないあるいは援助を受けても実施が困難な事例は、当法人が平成 14 年度までに援助した事例の中で、協力を得られた合計 10 事例を対象とし、個別面接によって実情を聴取した。自力実施事例群と同様に、当事者の表記は、子、父、母とした。プライバシー保護のため、個別の特定事項の表現を最小限にとどめ、分析結果に影響のない部分については変更を加えたことも自力実施事例と同様である。

調査への協力事例 10 事例

回答者	父 5 名、母 10 名（父母に面接 5 例） 父子面接 6 例、母子面接 3 例、父母と子面接 1 例
調査方法	被面接者による面接項目用紙への記入 個別面接
面接調査期間	平成 15 年 8 月から平成 15 年 12 月の間
面接場所	当センター相談室及び回答者の指定場所

(2) 事例の概要

父が子に会っているケース

ケース 24 父子面接（回答者父母）

婚姻期間 7 年、別居期間 4 年、1 年前調停離婚

面接交渉の調停条項あり（第 3 者立会、毎月 1 回）

面接費用：父が負担

親権者母

別居時：父 20 歳代、母 20 歳代、子（長男 3 歳）

調査時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 8 歳）

父の住居：賃貸マンション、母：実家、隣接県

父母とも専門職、父からの養育費月 5 万円

ア) 結婚生活の経過

父母は大学の同級生同士で、同業の専門職である。結婚後はすぐに妊娠したが、卒業後しば

らく父の就職が希望通りにゆかず、母が育児の負担の上に、収入の面でも過重な負担を負うことが苦痛になり、実家に別居した。平等責任を認識できない自己中心的な父への不満がつり、母は離婚の意思を固めるに至った。父には、数年の辛抱に耐えられなかった母への不満がある。就職に苦勞しているうちに置き去られたような感情もあり、離婚理由を十分納得しているわけではない。

イ) 面接交渉

父母とも夫婦の関係と親子の関係は別個と考えている。同居期間が短かったので、子は父母別居の生活しか知らないが、離婚は母から伝えた。別居中に当事者だけで面接交渉を実施してみたがうまくいかず、母が調停を申し立てた。母は、兄弟のいない子にとって親類は大切なネットワークと考え、事前の連絡さえあれば、父方の親戚との交流を自由に認め、面接時間も1日の範囲なら時間の長短は問わない。場所は父が選択して、援助者経由で事前に母に伝える。面接中は、仲のよい兄弟のように2人で夢中になって遊ぶが、母は父が子どもっぽいためと言いつつ、母のできない遊びを子が父と楽しんでいることを認め、子から解放される一日が母の休養日でもあるという。しかし、当事者だけの面接では、母を軽くみている父が、必ず約束を破るので、第3者の監視が必要と考えている。

調停成立後のしばらくは、母からの信頼がないと思う父からの要請により、援助者立会による面接交渉が行われた。その後、援助者からの助言があり、調査時には、第3者援助は連絡調整と送迎だけとなり、父子で日帰り旅行にも出かけている。

ウ) 心 情

父は、母から信頼されていないために当事者だけで面接できないと、母への不満をもち、親権は離婚しても双方にあるのが当然との考えをもっている。共同親権の明文化を望んでいる。母は、離婚したことが父にはわかっていないように、いまだにコントロールしようとする。だから顔を会わせたくない。

ケース 25 父子面接（回答者父母）

婚姻期間2年、別居期間2年、1年半前協議離婚

養育費と面接交渉のみ調停 調停条項あり（2月に1回）

面接経費：父が負担

親権者母

同居歴なし

離婚時：父30歳代、母30歳代、子（長男1歳半）

調査時：父30歳代、母30歳代、子（長男3歳半）

父の住居：賃貸マンション、母の住居：親の公営住宅、同一県内
父の収入：年収 500 万円、母の収入：月収 15 万円、養育費 3 万円

ア) 結婚生活の経過

同居歴のない夫婦で、子の出生前に父は海外勤務となり、子連れて実家に戻っていた母と帰国後入籍して離婚した。母による離婚原因は、父が婚前の妊娠を喜ばず、母を残して単身を条件とする海外赴任を選択し、赴任中の父とのやりとりに母が将来の不安を感じたことによる。

イ) 面接交渉

子には父母とも離婚の話はしていない。

母から見て：初め父の怒りの矛先が子に向かうのではないかと不安で、父に子を会わせたくなかった。面接交渉を自力で実行ができるくらいなら離婚しなかった。第3者援助を受けながら、次第に父子が自然な交流ができるようになっていくことに安心し、感謝している。当初子は小さいなりに両方に気をつけて母には父の話はしなかったが、今はお出かけ気分楽しんでいける。父の申し出により、最近面接時間を1時間から2時間に延ばした。将来については、子の意見を最優先し、男の子なので父と暮らしたいといえば、母の気持ちを押し付けたくないと考えている。

父から見て：子にとって同性の親の存在の意識が必要と考えて面接を求めた。

最初は面と向かって話さなかった子が、会うなり飛びついてせがんできたりすようになった。子の変化がたいへんうれしい。現在は、日時、場所（土日、水族館、交通博物館、子どもの城など）の提案、連絡、立会を第3者に任せてあるが、将来は、宿泊を含め、自分の親にも会わせたい、男の子らしく走り回って遊ばせたい。

援助機関の存在は、母がインターネットで離婚女性のグループの存在を知り、そこから情報を得た。父母とも、援助機関はなくてはならないありがたい存在であると言う。

ウ) 心 情

母：父の行動を精神的侮辱、嫌がらせと感じ、怒りで心身が疲労し感情的になっていた。被害者意識になっていた。離婚後、妊娠の責任は自分にもあり、いつまでも過去にこだわり恨みの気持ちを持ち続けていることが損でくだらない、よいほうに気持ちを切り替えるとよいほうに進んでいくと思っ直している。表沙汰にしたくない恥ずかしいことを秘めたままにせず、洗いざらい相談するとそこから解決が見えてきたとも言う。

父：自分の仕事を母が理解してくれるものと思っていたが、怒りしかない母と話す気になれず逃避的になっていた。母は、望まない出産だったからか、ペットを育てるようにすることはきちんとしていたが、子との間に心理的な距離があり、子どもが好きには見えなかった。それ

ゆえ、離婚後は、気持ちがさっぱりした反面、子どもの気持ちが心配だった。自分が大雑把で楽天的な性格のゆえに、妥協的な結婚をしたことを反省している。

ケース 26 父子面接（回答者父母）

結婚期間 4 年半、別居期間 3 年半、3 年前裁判離婚

面接交渉の取決めあり（判決：第 3 者立会、月 1 回）

面接費用：父が負担

親権者母

別居時：父 40 歳代、母 30 歳代、子（長女 3 歳）

調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長女 7 歳）

父の住居：実家、母の住居：賃貸マンション、隣接県

父の収入：年収 800 万円、母の収入：月収 19 万円、養育費 5 万円、

公的扶助 4 万円、親からの援助可

ア) 結婚生活の経過

母から見た経過：双方 30 歳台で見合い結婚したが、母は、父の外見の穏やかさと現実の自分中心の考え方の違い（おとなしくて話を良く聞いてくれる人かと思った、子育ては母任せ、二重人格的な内弁慶、酒好きで物に向かって暴力を振るう）に失望。離婚は新しくやり直せてよかったと思うが、父が子を抱いた母に向けた暴力（居合わせた母の父親により挑んだところで押さえられた）の恐怖が忘れられない。

父から見た経過：惚れた弱みの結婚で、二つの不満を抱えていた。一旦自宅を購入した後、母の実家近くの土地を購入して新築するすることになり、自分の実家に借金して二重ローンを抱え、新居のできるまで母の実家に同居させられたこと。仕事で疲労困憊ぎみのところを、実の母にも子育てを任せられない完璧主義で気性のきつい母に、非協力的だと怒鳴りまくられていたこと。それを、同僚にマスオさんとからかわれ不満が爆発した。

イ) 面接交渉

母は、子のために協議しあえる父母なら、共同親権もよいが、暴力の恐怖があって直接の接触ができない自分の場合には難しいと考えている。子が父の存在を意識するためだけに認めている面接であるが、子が面会を楽しんでいることは分かっており、子が面接の様子を母に自由に伝えられるように態度には配慮している。父は、子にとってたのしい経験になるように努力している

実施方法は、第 3 者が双方の連絡調整、立会、子の送迎の引渡しを行う形で面接交渉が 3 年続いている。父が申し入れ、母が日時、場所を指定し、月 1 回の取決めを子の都合を理由に実

質年 5～6 回実行、1 回 1～2 時間を限度に水族館、遊園地、こどもの城、東京タワー、映画などに行く。父とは直接顔をあわせることはないにもかかわらず、父が怖いとの理由で、母には必ず身内が付き添ってくる。

父には調停条項通りの毎月の面会、時間延長、親戚に会わせたいとの希望があるが、面会拒否を恐れ母の条件を受け入れている。子は毎回ドレスアップして現れるが、父と過ごす間は、思い切り活発になって楽しむ。時間の制約のために盛り上がりの頂点で別れなければならない。最近、子から母へ短すぎる面接時間への不満が伝えられ、立会者からも、年齢相応の面接内容の変化を助言されている。

母は長期出張と説明してきた離婚を子の小学校入学前に伝えた。子はすでに父の存在の仕方が友だちと違うことには気づいていたが、事実を聞いてその場では泣き崩れた。一晩で立ち直り、母を一番とってくれるので母はそれを励みにしているという。子が自力で実行できる小学校 4、5 年までは、面接時の第 3 者援助を必須と考えている。

ウ) 心 情

母は、自分の責任で子を育てていることへの自信と、父に対して何も求めようとは思わなくなった自分の変化を意識している。外面はよいが二人になったら何をされるかわからないと父の変化は認めていない。子の自己主張は子の成長と受け止めているが、いまだに不安で家から子を一人で出すことはできない。

父は、母には優しい夫になろうと無理をしすぎた、子には、生活を共にしていないので、著しい成長にどう対応していったらよいかと悩んでいる。母の完璧、支配的傾向は変わっていないと思っている。

ケース 27 父子面接（回答者母）

婚姻期間 5 年半、別居期間 2 年半、調停→3 年前裁判離婚、
面接交渉の取決めあり（面接のみ審判 第 3 者立会、2 月 1 回、日曜午後 2～4 時）
父から、調停中に取決めた面接交渉の不履行に対する間接強制の裁判、
面接交渉援助開始後にも、父から自由な面接交渉を求める調停の申立あり。
面接費用：母が負担
親権者母
別居時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 1 歳未満）
調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長男 6 歳）
父の住居：賃貸マンション、母の住居：自宅、近居
父の収入：30 万円、母の収入：月収 30 万円、養育費 3 万円

ア) 結婚生活の経過

父母は友人の紹介で4年間の交際の後に結婚した。母は父をおしゃべりで落ち着かないところはあがるが明るく社交的な人柄と感じて、ともに専門職として共働きをするにはよきパートナーとなってくれると期待していた。現実には、子どもとはよく遊んだが自己中心的で、金銭にルーズで借金をしたり転職をしたりした。思い通りにならないと激昂して、母に身体的暴力を振るったことはもとより、気に入らないと生後2ヶ月の乳児でもどなりつけた父の暴力が怖くて、子を連れて別居に踏み切った。住所は父には公表していない。

イ) 面接交渉

母は、面接交渉を子の健全育成のために本質的には必要とするが、父母が互いに信頼できる関係であることが前提と考えている。裁判所で試行面接を数回もち、第3者に入ってもらうことを条件に応じた。父がいつ激昂するかわからないのと、子に父母が争っている姿を見せたくないで、当事者だけの面接はできない。

援助者が事前連絡し、立会するが、自分の思い通りにしようとする父を援助者が説得できないことが多く、援助者の事務所及びその建物内で会うようにと要望しても、子どもが活発に遊びまわるなどの理由で子どもの城や遊園地になったり、母の了解なしに親類がきていたりして、父に振り回されてしまう。子が父と会うことを喜んでいるのはわかるが、面会後は、いつもとても疲れ、ぐったりする。発熱したこともある。

判決で決まった2時間の面接時間を3時間に延ばし、父が自力実施を主張するので4回目以降は面接費用も母が負担せざるをえなかった。

ウ) 心 情

父は面会日が近づくと、取決めを超えた要求を電話で何度も何時間もしてきたのが耐えられなかった。第3者が入ったいまは、それがなくなってほっとしている。多分、母の代わりに援助者に要求の攻勢が向けられていると思うが、そのために第3者を依頼したのである。援助者は、父に対して、自分中心でなく、母子に信頼されるような誠実な態度を求めてほしい。裁判までして、間接強制や給料の差し押さえや慰謝料の請求をするようでは、関係の改善はない。

ケース 28 父子面接 (回答者母)

婚姻期間 2 年、2 年前調停離婚

面接交渉の取決めあり (調停条項 2 月 1 回)

面接費用：父が負担

親権者母

離婚時：父 30 歳代、母 30 歳代、子 (長男 1 歳)

調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長男 3 歳）

父の住居：アパート、母の住居：アパート、実家の近居、父母都内

母の収入：パート月収 10 万円、養育費 3 万円、公的扶助、実家の援助あり

ア) 結婚生活の経過

父は母の職場の出入り業者だった。母は前婚の夫との間に子（長女 9 歳）がいる。前夫の飲酒と暴力が原因で 6 年前に調停離婚したので、再婚にはためらいがあったが、押し切られて 4 年前に再婚した。再婚したために、前夫からの長女への養育費が支払われなくなった上に、長男出産後、夫は前夫の子への性的嫌がらせをしたので離婚した。

イ) 面接交渉

最初は、父、母、子の 3 人が会う際に援助者が立会ったが、短時間、家の近くで会うだけなので、何かあれば実家にも頼れると思って父の意向を受け入れて立会を断り、連絡調整だけを依頼して 1 年間続けた。しかし、援助の契約を更新する際に、再び立会を依頼した。理由は、第三者のいない母子との 3 人の面接では、他に身寄りのない父が、気楽さから、「浮気してるんじゃないか」とか「どうして長女を連れてこないのか」などと、離婚したのがわかっていないようなことをいうのが苦痛だったからである。現在は、援助者の事務所近くのファミリーレストランで食事をしながら 1 時間程度会っている。

ウ) 心 情

父との同席はいやだが、子が小さいのと、父が子からいろいろ聞き出されるのを警戒して付き添っている。まだ、援助者に預けて席をはずすことは不安でできない。

ケース 29 父子面接（回答者父母）

婚姻期間 7 年、別居期間 1 年、8 年前協議離婚

面接の取決めなし（子の希望で 1 回だけの面接）

面接費用：父が負担

親権者：母

別居時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 4 歳、長女 1 歳）

調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長男 13 歳、長女 10 歳）

父の住居：アパート（他に持ち家あり）、母の住居：賃貸マンション、父母 関東と北陸

父の収入：月収 38 万円、母の収入：月収 35 万円、実家の支援あり

ア) 結婚生活の経過

職場結婚した夫婦が脱サラしてはじめた事業がうまくゆかず、裕福に育った母には、慣れぬ田舎での会社経営の苦勞と経済的苦境が耐えられず、父を残して2人の子を連れて家を出た。

1年後に母から父のもとへ離婚届の用紙を送ったところ、父が離婚を受け入れた。母はその後転居して安定した職業を持ち、母子家庭としては平穩に過ごしてきたが、自分の我慢のなさのゆえに、子から父を奪った後ろめたさを背負い続けていた。しかし、父から見れば、ある日妻子が理由もいわずに家出したまま音信不通になっているわけで、母にはいまさら父には会えないとの思いが強かった。父もサラリーマンに戻って、経済的には安定した生活をしている。

イ) 面接交渉

ある日、小学校4年になった長女が父に会ってみたいと言い出した。母は父が最近再婚したらしいとの情報を得ていたので、会わせるべきか否か悩んだ末に、母が直接父に会わずに済む方法として援助者の手を借りることを教えられ、当法人に援助を依頼した。援助者は父に連絡をとり、事務所内での面接が設定された。

はじめは長女だけを父に会わせるつもりだった母は、兄弟がいっしょに会う方が気が楽であろうと考え、当日の朝まで説得して長男を同行させた。顔を見るだけとの条件だったが、場の雰囲気ですぐ帰れなかったと不満を訴えた。長女は、父からみた子どもの頃の自分の話、兄弟の名前の由来、祖父母の話、会えない間の父の再婚の話など、父が持参した写真などを見ながら聞いてきた。母には父の印象を、優しくていい人だったよ、また会いたいと伝えたが、いつになく疲れた様子で早々と寝てしまった。その後長女から父に会いたいとの話は出ていない。

父は、長男の華奢な体格と神経質そうな様子が気になった。長女は、聡明で快活で社交性もあり、よい娘に育っていると安心したと言い、できれば、またいつか会いたいと言う。

ウ) 心 情

母は、会わせることにはたいへん緊張し、疲れた。父には悪いことをしたと思っていたので、ほっとした面もある。今後のことは、子に任せたいという。

父は、どこで暮らしているか分からず、探されるのもいやだろうと思っていたので、子どもには生涯会えないものと諦めていた。会う機会を作ってくれた母に感謝していると述べている。母が子に会っているケース

ケース 30 母子面接（回答者母）

婚姻期間 9 年、別居期間 9 年、半年前離婚調停不成立、婚姻費用と面接交渉のみ成立

面接交渉の取決めあり（調停条項 第 3 者立会 年 4 回）

面接費用：父が負担

同居親父、別居親母

別居時：父 60 歳代、母 30 歳代、子（長男 3 歳）

調査時：父 60 歳代、母 30 歳代、子（長男 9 歳）

父の住居：自宅、母の住居：賃貸マンション、同一市内

父の収入：1, 500 万円以上、母の収入：婚姻費用 8 万円、パート月収 15 万円位、
年金収入のある母親と同居

ア) 結婚生活の経過

自営業の父の母親からの結婚話を、母は玉の輿に乗った気がしていた。しかし、結婚前に妊娠したまま、入籍手続はしたものの挙式も同居もなく、実家を出産するよう指示されて、別居の結婚生活がスタートした。出産後も、母から父を訪ねない限り父から母子を見舞うこともなかったのに、子が 3 歳のとき風邪をこじらせて肺炎になりかけたところ、父に育児の怠慢、児童虐待とひどく叱責され、父方で養育するからと姑に子を取り上げられてしまった。これが母と子の別れとなり、その後は何度か子を訪ねたが門前払いで会わせてもらえず、しっかり者の姑がいるので、子は元気によい養育を受けているものと思って、子育てに自信がなかった母はそのままあきらめていた。

ところが、子が小学校に入学後、学校に様子を尋ねて子が不登校ぎみであることがわかり、心配で父方に電話を入れてみると父の様子がおかしく、会話にならない。近所に尋ね、1 年前に姑が死んだこともわかった。母は子を引き取りたいと思い、離婚調停を申し立てた。父は親権を譲らず、調停では離婚はできず、何とか面接交渉だけ成立させた。

イ) 面接交渉

父は、母が不倫しているとか、子を殺そうとしているとか、あり得ないことを言って混乱するので、第 3 者の援助を依頼した。子は父に密着しており、父の影響を受けている。妙な幼児語を使い、年齢相応な社会性が身につけていないことが気付きである。面接交渉で、母と会うことをひどく恐れる子が、母と普通に会えるようになることを当面の目標にしている。

実施方法は、援助者に日時、場所の設定、連絡をしてもらい、子が安心できるように、子の慣れた公共の場所を借りている。父子は援助者が引率してきてくれる。面接中、父は別室で待機している。子は父の指示でサングラスをかけ、防弾服を着込んで現れる。最初は 5 分で立ち去ろうとしたが、援助者との会話には応じるので、何とか引き延ばして 30 分ほど会っている。

少しずつ母とも話せたり、時には携帯のゲームを教えてくれたりすることもあるが、サングラフは外せない。母との心の距離は、父の当日の精神的状態次第で近づいたり離れたりする。

ウ) 心 情

周りからはなぜもっと早く動かなかったのかと言われるが、子は順調に育っているものと思っていた。子の着衣のよごれ、整髪、爪などの様子や、老齢の父が身体的にも精神的にも不安定な状態になっているので、一日もはやく子を引き取りたい。父に親権を渡す離婚はありえないので、はやく裁判をしたい。

ケース 31 母子面接（回答者父母）

婚姻期間 17 年、別居期間 12 年、離婚調停不成立

面接交渉のみ 調停条項あり（2 月 1 回、3 時間）

面接費用：父母折半

同居親父、別居親母

別居時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 3 歳）

調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長男 15 歳）

父の住居：実家、母の住居：賃貸アパート、父母同一県内

父の収入：不明（自営）、母の収入：生活保護（面接当時派遣社員）

ア) 結婚生活の経過

母による別居のいきさつは、持病のための出産後の家事、育児のおぼつかないさを同居の姑から再三指摘されて、母が自信を失い心身不安定になったときに、3 歳児を残したまま家を出されたもの。家を出される前後には父母双方に暴力を伴う激しい夫婦喧嘩があった。

父によると、父の父親が倒れて手が足りない上に、母が育児のできないほど精神的に不安定になり、破滅的状态からの緊急避難のつもりで、住居の手配をして別居させた。子の育児は、ほとんど父自身がした。子にとって母親は必要と思うので、離婚後も会わせるつもりでいたが、精神不安定な母を子と二人だけで会わせることに不安があった。

イ) 面接交渉

子が小学校 3 年のとき、父から離婚調停が申し出されたが、離婚は不成立になり、面接交渉のみ成立した。調停中に情報を得た父が第 3 者援助機関に面接交渉の立会を依頼した。

父母間での面接交渉の調停は成立したものの、子には面接への強い抵抗感があり、母にも第 3 者関与への激しい拒否感があった。子は父が同行することを条件に面接を受け入れ、母も 3 ヶ月程のカウンセリングの後、1 回の試行を受け入れて、父母と子と援助者の 4 人による面接

交渉が実施された。その後も、母は面接後に1時間程フォローカウンセリングを受けながら3年間母子面接は継続した。初期には、母が日時、場所を指定し、援助者が連絡、立会を行って、デパートの屋上で遊んだが、子の希望や父の提案で交通博物館など範囲が広がった。待機中の父の所へ何度も確認的に戻りながら勝手に遊びまわる子を、母が追うだけの関係だったが、子どもが母を招き寄せていっしょに遊んだり、母の体に触れたり、母の仕事や生活内容を尋ねたりするようになった。かと思えば、非難めいた言葉を吐いたり怒りを発散させたような絵を画いて見せ、母はその度に一喜一憂して感情的に激しく動揺した。公衆の面前で父を怒鳴って容易に収まらなかったこともあった。

父は再度離婚調停を申し立てたが、母の激しい抵抗に遭い再び不成立（その後、父は提訴していない）。子が小学校5年の修了時、父は面接交渉を子の意思に任せ、自分も手を引き、第3者機関の援助も終了させた。母には、子の態度の中に、母への思いやりが感じられるようになっていたが、会えるのはこれが最後と予感した。父には子に義務を押し付けているとの感じがあった。子の意思に任せられてから、面接交渉は行われなかった。母からのクリスマスや誕生のプレゼント、年賀状（子の年賀状は辞退文面）の交換だけが続いた。

その後、高校生になった子から突然、母へ釣りと買い物を誘う電話があった。5年ぶりに母子で会った。父に会うことを勧められたとのことではあるが、道すがら母子連れを友人に冷やかされても子は平然を装い、重い荷物を持ってくれた。年に数回の面接が続いているが、子は家庭や学校の生活を楽しげに話してくれる。

ウ) 心 情

母は、父の勝手な措置として恨んでいた「別居」と「第3者援助による3年間の面接交渉」なくしては、この再会はあり得なかったと、父への被害意識から脱し、父への感謝の気持ちを語った。また、面接中のショックを和らげ、子どもの心理を理解する親としての学習を深め、主観的思い込みから脱するために、フォローカウンセリングがたいへん役に立ったとも述べる。

父は、どんな母でも子には必要だと思う。会う権利だけは奪いたくないと考えて、義務的に実行していた。いまは、子が自分で会いに行くようになってほっとしている。

ケース 32 母子面接（回答者母）

婚姻期間14年、別居期間2年半、1年前離婚（調停→裁判 和解による協議離婚）

面接交渉の取決めあり（面接交渉のみ調停後の審判 年に4回）

面接費用：母が負担

親権者父

別居時：父40歳代、母30歳代、子（長女12歳、二女8歳、三女6歳）

調査時：父 40 歳代、母 30 歳代、子（長女 16 歳、二女 12 歳、三女 9 歳）

父の住居：自宅、母の住居：実家、関東と東北

父の収入：不明、母の収入：パート月収 15 万円、（養育費支払いなし）

ア) 結婚生活の経過

口数が少なく消極的だった母は、自分の思いが通らないと暴力を振るう直情的な父の生活態度に耐えながら 3 人の子を育ててきた。金銭的にも父が管理して不自由感があり、辛さを紛らわせればと思ってパートに出た。職場で上司に相談にのってもらううちに一時親密な関係になってしまった。それが父の知るところとなり、激しい暴力を振るわれ、母は単身家を出て実家に戻り、離婚調停を申し立てた。父は子にも暴力をふるうが、しつくと主張し、母には家に戻るよう求めて調停は不成立となった。

イ) 面接交渉

離婚が訴訟になった後、母は面接交渉の調停を申し立てたが、姉二人は母が末子の入学式に出席しなかったことなど母への反発が強く、裁判所での試行的な面接交渉をも拒否した。末子だけが、父の認める第 3 者立会のもとでも、母と会うといった。

連絡調整を援助者が行い、援助者の事務所内で父が認める 1 時間に限定して母は末子にだけ会っている。父は裁判所が決めたことだからと、子を連れてはくるが、母に対しては「食べ物を与えるな」、援助者に対しては「面接中は室外に出るな」などと毎回注文がでる。初回は子自身が無表情でほとんど話をせず、プレゼントなども、父や姉の感情を慮ってか、固辞した。成長期に何年も会えなかったので、母としてもどのように接していいかわからないところがる。2 回目は多少笑顔をみせてくれたが、帰宅してから家族にいやみを言われていじめられているのではないかと心配である。3 回目の帰り際に、子が援助者に向かって「父から会いたくなければ、そのように援助者に言っていたといいと言われた」と話しているのを聞いて、会い続けることの是非に悩んでいる。

ウ) 心 情

母は父への恐怖感がいまでもあり、父とは対面しないとはわかっているが、面接の前日から緊張して眠れない。母が緊張しているようでは子どもが打ち解けられないだろう。経済的に子を連れて出られなかったことが返すがえすも残念である。

父母双方が会っているケース

ケース 33 父母双方面接（回答者母）

婚姻期間 15 年、別居期間 3 年、1 年半前調停→裁判で和解（協議離婚）

面接交渉の取決めあり（裁判上の和解合意条項 毎月 1 回）

面接費用：父母が各自に負担

親権者：長男は父、二男は母

別居時：父 30 歳代、母 30 歳代、子（長男 7 歳、二男 3 歳）

調査時：父 40 歳代、母 40 歳代、子（長男 11 歳、二男 8 歳）

父の住居：自宅、母の住居：実家、父母同一町内

父の収入：年収 750 万円、母の収入：年収 450 万円、（双方養育費支払いなし）

ア）結婚生活の経過

母は、共働きで子を育てながら 10 年ほどは頑張ってきたが、父は母が働くことを心よく思っておらず、家事育児に非協力的なので、母は近居の実家の母親を頼らざるをえなかった。父は母が実家離れしていないと非難し、暴力こそ振るわなかったが、気に入らないときには物に当たり、母の仕事をけなす暴言を吐き、次第に生活費を出さなくなった。母は心身が疲れ果て、夫婦であることの意味を見失った。長男が小学校へ入学したのを機に、母は子連れて実家に帰ったが、子は自分の遊び道具やベッドなどがある自宅と母の実家を行き来し、友人関係も以前と変わらない生活を続けた。

母は別居後に調停を申し立てたが、親権の合意が得られず不成立になり、裁判の段階で親権を決める鑑定をたのみ、その結果父が長男、母が二男の親権者になり、それぞれの子が別居親宅を訪問する面接交渉の方法が合意された。

イ）面接交渉

合意にもかかわらず、面接交渉を自主的に実行することはできなかった。父が、母に二男を引率するようしつこく指示の電話をしてきたり、約束の時間を守らなかったり、母を軽んじる夫の態度が変わらないのが耐えられなかったためである。

夫が審判を申立て、第 3 者の援助による方法を双方が受け入れ、父母の直接的な接触を要しない面接交渉がはじまった。双方初回は援助者の立会のもとで 3 時間の面接が履行されたが、2 回目以降、母は履行しているのに、父は子が会いたがらないとの理由で長男を母方によこさない。第 3 者の助言にも耳をかさないようである。母は、父が面接交渉の続行により長男が母方で暮らしたがるようになることを恐れているのではないかと思っている。長男のことが気になるので、再度調停をしようかと思っている。

三 実施の実情と考察

1 事例の集計結果

このたびの調査は、事例の記述的手法による実情の収集に主眼をおいているので、統計的にはあまり意味をもたないが、事例を総覧するための便宜として整理した結果は次のとおりである。

	ホームページ事例	セミナー参加事例	計	援助事例	合計
婚姻期間					
5年未満	0	7	7	3	10
5～10年未満	3	4	7	4	11
10年以上	2	3	5	3	8
20年以上	1	3	4	0	4
別居期間					
1年未満	3	6	9	1	10
1～3年未満	1	7	8	4	12
3～5年未満	0	1	1	3	4
5年以上	0	1	1	2	3
不明	2	2	4	0	4
協議離婚後に一時同居（ ）内数	(1)	(0)	(1)		(1)
離婚手続					
別居中	0	9	9	2	11
協議離婚	3	3	6	2	8
調停離婚	3	4	7	2	9
裁判離婚	0	0	0	2	2
調停→裁判→調停 調停→裁判→和解	0	1 (調停)	1	2 (和解)	3
面接交渉の取決め					
なし	2	13	15	1	16
口約束	1	3	4	0	4

調停条項（含、和解）	2	1	3	6	9
審判・判決	0	0	0	3	3
他の文書	1	0	1	0	1
親権者					
共同親権（別居中）	0	9	9	2	11
母	4	5	9	6	15
父	0	2	2	1	3
親権母・監護権父	1	0	1	0	1
親権父・監護権母	1	1	2	0	2
子によって分ける	0	0	0	1	1
父の年齢（別居時）					
20歳代	0	1	1	1	2
30歳代	3	8	11	6	17
40歳代	2	5	7	2	9
50歳以上	1	3	4	1	5
母の年齢（別居時）					
20歳代	1	3	4	2	6
30歳代	3	8	11	8	19
40歳代	1	5	6	0	6
50歳以上	1	1	2	0	2
父母の住居（調査時）					
近居、同一町内	3	2	5	2	7
同一区内、市内	0	3	3	1	4
同一都道府県内	0	4	4	3	7
隣接県、近県	3	5	8	2	10
遠距離	0	2	2	2	4
不明	0	1	1	0	1
@養育費、婚姻費用					
なし	1	4	5	3	8
3万円	1	3	4	4	8
5万円	0	2	2	2	4
それ以上	3	6 (婚5)	9 (婚5)	1 (婚1)	10

不明	1	2	3	0	3
子の年齢(別居時) 58人					
3歳以下	1	11	12	9	21
4～6歳	2	5	7	2	9
7～12歳	2	5	7	3	10
13～15歳	0	4	4	0	4
16歳以上	2	6	8	0	8
成人	1	5	6	0	6
子の人数					
1人	5	5	10	7	17
2人	0	5	5	2	7
3人以上	1	7	8	1	9
子の性別					
男	5	23	28	8	36
女	3	13	16	6	22
面接交渉の内容					
面接者					
父と子	5	12	17	6	23
母と子	0	4	4	3	7
双方と子	1	1	2	1	3
親族容認(内数)	3	3	6	1	7
面接頻度					
随時	2	1	3	0	3
週1回	2	2	4	0	4
月1、2回	2	8	10	3	13
2月1回	0	1	1	4	5
年数回	0	2	2	2	4
1、2度	0	2	2	1	3
その他	0	1	1	0	1
連絡方法					
双方向性あり	5	5	10	0	10
父から	0	7	7	0	7
母から	0	1	1	0	1

子から	1	4	5	0	5
第3者から	0	0	0	10	10
面接内容（重複）					
子の任意	2	4	6	0	6
時間決め面会	0	0	0	9	9
一日程度まで	1	7	8	1	9
1泊あり	4	9	13	0	13
連泊、旅行	4	5	9	0	9
親の家庭訪問有	2	7	9	0	9
別居親の立会	0	0	0	2	2
援助者の立会	0	0	0	9	9
面接に肯定的					
父 別居親	3	3	6	4	10
同居親	0	0	0	1	1
母 別居親	0	7	7	2	9
同居親	4	4	8	6	14
面接に迷い消極的					
父 同居親	0	0	0	0	0
母 別居親	0	1	1	1	2
同居親	0	2	2	1	3
子への別居・離婚の説明					
有	3	2	5	6	11
なし	0	7	7	3	10
子に離婚促された	1	3	4	0	4
子はわかっている	0	3	3	0	3
不明	2	2	4	1	5
面接援助費用の負担					
父				6	6
母				2	2
双方折半				1	1
父母の各自負担				1	1
暴力の報告	4	3	7	4	11

2 自力実施事例の実情と分析

自力実施事例の 23 例は、ホームページを媒体とした 6 例と当法人主催のセミナー参加者 17 例であるが、同じ自力実施事例でも、両者には微妙な違いが認められる。前者はすべて離婚後であるのに対して、後者は別居中 9 例を含む離婚についての学習動機をもつ父母である。

ホームページを媒体とした事例は、2 ヶ月間という短い募集期間であったことも影響して、期待したほどの事例を収集できたとはいえない。しかし、それぞれに個性的で、離婚後の父母の相互尊重的な関係の形成を考えるうえで、きわめて示唆に富んだ参考事例であった。自力実施の経験を他者のために役立てて欲しいとの呼びかけに応じた事例であるので、他の対象群に比べて父母双方の面接の可能性が最も高いグループではないかと予想されたが、実際には、6 例中父母の両方に面接できたのは 1 例にすぎず、他の 5 例の内訳は母だけが 3 例、父だけが 2 例という結果となった。応募の事実を相手に知られたくない、相手に応募者を情報源として連絡を取ることも遠慮して欲しい、しかし、自分は協力したいとの申し出が多かった。自力実施事例といえども、必ずしも順調な予後を経過しているわけではなく、両親の関係には、複雑で微妙な問題が存在し続けている事実の一端が垣間見られた。セミナー参加者群の中の別居中の 9 例は、紛争終結に至っていないだけに、ホームページ群以上に、悩み、迷いながら実施していることもわかった。

集計結果によると、つぎのような実情が明らかになった。

自力実施の 23 例の婚姻期間は、5 年未満及び 5～10 年以内が多い。別居期間では 3 年を超えることが少なく、離婚までの手続としては、別居中 9、協議離婚 6、調停離婚 8（含、裁判から調停に戻った「付調停」1）が大差ない件数で並んでいる。9 割が協議離婚といわれる離婚統計の傾向にくらべ、調停離婚が多いことと裁判離婚がないことが注目される。

面接交渉の取決めの有無については、23 件中の 15 件に取決めがない。9 件がまだ別居中ではあるが、口約束の 4 件と合わせると 19 件になる。それに対して調停条項が 3 件、私的文書が 1 件、裁判離婚がないので判決は 0 件である。父母双方が取決めがなくとも必要事項を連絡・調整しあえる関係にあることを推察させる。

親権者の決め方には、事例数が少ないにもかかわらず多様性が認められる。別居中の 9 件はいまだ共同親権であり件数において最多であるが、23 件の中で、父を親権者とするのが 3 件、母が 9 件、親権と監護権を分離したケースが 3 件（親権者父 2、母 1）となっている。特に、分離ケースには、男女平等や共同親権の考え方を自分たちなりに先行的に具体化しているとの意識がみられる。

子が一方の親と別れて暮らし始めたときの父母の年齢は、父母とも 30 歳代、次いで 40 歳代である。親の 20 歳代が少ないのは、晩婚時代の反映、あるいは関係改善の努力期間の存在などを意味するのかもしれない。

子の年齢は3歳以下が最も多く（44人中12人、27%）、その他は成人に至るまでの各年齢に分散している。圧倒的に一人っ子（23例中10例）の男児（男28人対女16人）である。

別居後の父母の住居地の距離は、遠距離がきわめて少なく、近居、市内、県内などに分散し、隣接県がやや多い。自主的に実施するための移動可能範囲を示唆しているようである。

養育費は、保険、学費なども含めよく支払われている。不明の3件と支払いのない5件を除いて、一人当たり3～5万円程度であるが、婚姻費用は、養育費だけが支払われている例と、生活費として25万円、40万円というかなりの高額が支払われている例とに分かれる。協議の上、母に家計管理がまかされている別居例もある。支払いのない5例のうち、4例は母が監護養育する立場になく、純粹に養育費の支払いのない事例は父が自己破産した1件だけである。養育費の支払いが、面接交渉の円滑な実施の下支えになっていることは否めない。集計の対象項目としていないが、養育費に限らず、父母の経済基盤が比較的安定しており、子との同居親の住居環境が実家の支援下にある事例が多い。

面接交渉に関しては、ほとんどが父と子の面接であり、母は少数派（4例）である。親権者の7～8割が母親となっている統計的傾向と一致している。ホームページ群では、半数が、祖父母などの親族に会わせている。面接頻度、連絡方法には、ホームページ群とセミナー群の違いがあり、面接頻度では、前者が随時、週1回、月1、2回までで、それ以上の間隔を置く事例がないのに対して、後者は月1回が中心である。連絡の方法は、前者は子が自分で連絡する1例のほかは、父母が双方から連絡を取り合っているのに対して、後者は、父母の双方からよりも父から申し入れる例が多く（双方5例、父から7例）、年長の子が自分で連絡して会う事例（4例）も増える。面接内容は、両群とも時間を決めている事例はなく、子の任意に任されたり、一日、一泊、連泊、遠出の旅行、別居親の来訪などバラエティに富んでいる。面接中に、同居親が立ち会う事例はない。ホームページ群では、父母ともに、全員面接交渉の必要性を認めている。セミナー参加者群では、少数ながら、面接交渉に対して不安や悩みを抱えていて、面接に消極的になっている例がある。

別居や離婚についての子への説明は、ホームページ群では半数が行っている。セミナー群では逆に、説明していない事例の方が多い。説明はしていないがわかっていると思っている親や、子に背中を押されて離婚を決意した母がいる。

3 援助事例の実情と分析

援助事例は10例である。半数の5例が面接または電話（2人）での事情聴取に父母の両方からの協力が得られた。当センターの援助の方法は、父母間に面接の取決め（形式は問わない）ができていて、父母双方が自ら援助を申し込み、事前面接を通じて援助条件を了承した後に援助が開始される。したがって、援助事例の背後には、父母の調整が整わず、援助が開始できない事例、中断する事例などが少なからず存在する。面接中に別居親が子の連れ去りを企図したり、暴言を吐いたり、子の体調不良を理由に長期間実施が引き延ばされたり、時には援助者が非難の対象になることもある。今回の協力者は、援助の必要と効果を多少なりとも認識し、援助者との信頼関係をもちえた援助事例の表層のごく一部である。

集計結果によると次のような実情が明らかになった。

婚姻期間は20年を超える事例はなく、5年未満から10年以上まで各期に分散している。自力実施群には婚姻期間が20年以上の事例（4例）もあるが別居期間の方は3年未満であるのに対し、援助事例群では、別居も1年未満を除く各期間に分散し自力実施群より別居が長引いている。2例は10年、12年に亘っている。別居開始時の父母の年齢は、両群とも父は30歳代が最多であることに違いがないのに対して、母は両群30歳代が最多であるほかに、援助事例群には40歳以降になって別居した母がいない、言い換えれば、援助事例群の母は30歳代のうちに別居に踏み切っていることになる。援助事例群の方が婚姻後の早い時期に夫婦間の破綻が始まり、自力実施群より長い別居期間を経験している、すなわち解決に時間かかっていると理解される。

婚姻後の早期別居を反映して、一方の親と別れて暮らし始めたときの子の年齢も自力実施群よりも低年齢に集中している。自力実施群には、16歳以上、成人まで含まれていたが、援助事例群では、3歳以下が14人中の9人を占め、子が13歳以上になるまで同居していた父母はいない。

紛争解決の方法である離婚手続をみると、別居10年組の2件を除いて、協議離婚、調停離婚、裁判離婚、裁判上の和解がそれぞれ同数（各2）で並んでいる。裁判を経過した事例が10例中4例を占め、自力実施群とは対照的である。面接交渉の取決めも、調停条項6例、裁判所が決定する審判・判決3例、口約束0、取決めなし1となっており、父母の間に明文化された確実な取決めを必要としていることがわかる。自力実施群の、ほとんどが取決めがなく、口約束、調停条項、私的文書などと事例によって多様性があり、判決0の実情とは明らかに相違がる。

親権の帰趨は、自力実施群のような監護権との分有例はなく、裁判・審判によって父が親権者になった2例（判決の1例は、2人の子を父母が1人ずつ親権者、父だけが親権者になったのは1例）以外は母が親権者となっている。他の2例が別居中で共同親権である。

養育費は子との同居親である母には3万～5万円支払われ、別居親である母から父への支払

いはない。自力実施群と同様の状況である。養育の対象となる子の人数が一人っ子が多いことも同様である。子の男女差は自力実施群のような開きはない。

面接交渉の内容については、自力実施群とは異なる点が多い。援助事例群では、母子面接の割合が自力実施群よりも高い。父が親権者となった場合の母子面接の難しさの反映と思われる。自力実施群の1/4強が認めている親族との面接が1/10しか認められていない。援助の実際場面では、立会の援助者にも無断で、祖父母が遠方からこっそり見守っていたことが後で判明するようなこともある。面接の頻度では、随時はもちろん、週1回の事例もない。第3者の援助を求めるとなると、高頻度の面接は事実上無理であるだけでなく、面接の取決めに公の文書を必要としていることからしても、高頻度の面接を同居親が認めないことが推察。月に1、2回、2ヶ月に1回、年数回の3所に分散している。

連絡は全事例を援助者が行っているのは、援助事例であることからして当然であるが、会う時間や会い方でも、時間を限って会う事例が10例中9例、この9例は援助者が立会っている。1日程度の範囲で自由に会わせている1事例だけは、親族の面会を認めており、3回目から援助者は立会をやめて、連絡調整だけ行うようになった。また、面接交渉場面に、同居親が立会する事例が2例ある。自力実施事例の家庭訪問、食事会とは意味が違い、同居親または子の不安による必要的同席である。2人の母は、迷いながら会わせたり、会ったりしている。

離婚の子への説明は、過半数が行っている。法的手続きを経て、第3者が関与する面接交渉を実施するためであろう。援助機関が他に見当たらないためか、離婚後の父母の居住地は、遠近さまざまである。

自力実施群と異なり、面接交渉には費用がかかる。父が負担する例が多いのは、父子面接が圧倒的に多いことによる。母自身が負担したり、折半する例もあるが、少数派である。

4 面接交渉における父母の心理的過程の分析

これまで、自力で実施できる面接交渉と援助を必要とする面接交渉の実情を、やや外形的視点から整理、分析してきた。以下においては、離婚後の父母の心理的变化の違いが自力実施と要援助を分ける要因のひとつとなり得るとの仮定のもとに、父母が自分と相手を語る表現を拾い上げて、メンタリティーに視点を当てて整理、分析した。

文中太字のケースは暴力的行為の存在が語られた事例である。

(1) ホームページ応募群

ケース 1 父母の暴力を子が目撃

- 母：自分 子は自分が育てているという責任感が育ち、自信ももてた。
父の生活とは関係ないと気持ちが楽になり、仕事では協力できるようになった。子を託して職場の旅行に参加することもある。
- 相手 相手（父）を思いやる気持ちがなかった。（自分は）何でも先に立って引っ張るタイプ、父にもつらい思いをさせたと思う。
子の運動会に来る父の姿に愛情の深まりを感じ、父も大人になったと思う。

ケース 2 子の前で父の暴力

- 父：自分 やり直せて気持ちがさっぱりした。非難されて自己評価が下がっていたが、経済的に自立できた。父母が赤の他人になり、仕事を相談し会える友達になることだ。
子守りを頼まれることもある。
- 相手 相手（母）が自分の両親に優しくなったと感じる。
- 母：自分 しっかりしていると見られたが、自信がなく心配性だった。視野が狭く余裕がなかった。恨みや怒りがあったが、やり直せて気持ちがさっぱりした。歩み寄りが必要だ。
相手（父）に対する「許し」が外せない人は、考えや感情を転換することが難しいと思う。いまは、別な考え方、伝え方、協調の仕方があると感じている。
- 相手 相手（父）が一時期より柔和になった。

ケース 3 父：自分 経済面での引け目もあって、言われるままに離婚した。
わけもなく涙が出たり、半べそ状態で死にたいと思った。
相手 相手（母）の要望に応えたり、相手（母）を立てることで面接が継続
できると思うが自信がない。
子どもにここまで関わらせてくれるとは思っていなかった。相手（母）
に感謝している。

ケース 4 子の前で夫婦喧嘩を売られた

父：自分 家事育児には積極的に参加し子とはよく遊んだつもり。
面接拒否を避けるために、相手（母）とは事務的な打合せに限ってい
る。
相手 母には怒りを感じたが、母の成長は感じていない。

ケース 5 母：自分 子育てを懸命にしていれば、家族的貢献を十分していると思った。怒
りと自尊心の傷つきでうつ状態だった。
親の七光りと父の経済力に依存して生きていることに無自覚で、父の
努力への気づきに欠けていた。
相手 相手（父）の詫びの気持ちを感じる。
親子の関係を否定する気持ちはないので、親戚のひとりとして付き合
っていこうと考えている。

ケース 6 母：自分 子は姑になついでいて、母親として子に受け入れられている自信がな
かった。
相手 子にも複雑な思いがあったと思うが、ここまでに子を育ててくれた点
では、父にも姑にも感謝している。

(2) セミナー参加者群

ケース 7

ケース 8 母：自分 同居していた姑の精神的重圧から解放されたので、落ち着いて変化を
見守っていけるようになった。
相手 離婚は父から説明してもらいたいと思っている。

ケース 9

ケース 10 短気で激昂する父

母：自分 （会った日は父を探す）このまま会わせ続けるのがよいか、不安を抱いている。

ケース 11 母：自分 離婚後の面接は、わずらわしい気持ちもあって不安、 疑問をもっている。

相手 子はあやしてもらったりしているが、子には「パパ」とか「お父さん」と呼ばないようにしている。
傷の癒えた分だけ、父への愛情が薄れており、やり直しに意欲的になれない、さりとて離婚もためられる。

ケース 12 母：相手 相手（父）が保育園に面接を申し込んだ。母を通しての面接が崩れるのを心配している。

ケース 13 母：自分 離婚後は、父親役割も負わねばと自信を失っていた。父子の交流によって、父役割は父に継続させ、気分的に楽になった。

ケース 14 父入院状態悪化

母：自分 離婚は大人の都合の押し付けと気づいた。

相手 子が相手（父）との面接を喜ばなくなっている。今後の対応に悩んでいる。

ケース 15 母：自分 精神的に不安定になっていた。同居中より気持ちが楽になった。

相手 会わせたくなかったが、セミナーを受けて考えが整理でき、相手（父）に子の父である意識をもたせたいと思うようになった。

ケース 16 父：自分 問題は父母双方が自己実現できるような現状打開の可能性をさぐること。

相手 養育には心配していない。

ケース 17 父：自分 最近では、子のしゃべり方まで相手（母）方祖父に似てしまい、自分（父）の影が薄くなるのが気がかりである。

ケース 18 父：自分 家事育児を手伝えないほど残業が多く、疲労困憊していた。
調停制度の不備を体験した者として、調停委員になりたい。
相手 相手（母）が面接に消極的、相手（母）方祖母が父母の連絡を妨害する。
(相手の監護下にある)子の精神面での順調な成長に不安を感じている。

ケース 19 母：自分 子どもを置いてきたことで生涯十字架を背負うと感じている。

ケース 20 父が母への暴力を長男にわざと見せた

母：自分 (現在は、)長男の自立心に安堵を感じている。
相手 相手（父）が暴力をやめて長男にやさしくなっている。

ケース 21 父に暴力あり

母：相手 相手（父）の要求あるいは了解のもとに、母が子に会いに行っている。
子が相手（父）を尊敬するように、相手（父）のよいところを話すように配慮している。

ケース 22 母：自分 自己実現のために協議離婚した。

相手 相手（父）は心配ないといい、相手（父）から相談されることはない。

ケース 23 母：自分 離婚の意思はない。やり直しの途を模索中。

相手 家事も多少なりとも手伝い、現在も子の経費を全額負担するなどよい父である。

(3) 援助事例群

ケース 24 父：自分 信頼されていないので、自分たちだけで面接できない。
共同親権の明文化を望んでいる。

母：自分 子から解放される一日が母の休養日。

相手 子どもっぽいから、仲のよい兄弟のように夢中になって遊ぶ。自分（母）のできない遊びを子が相手（父）と楽しんでいる。
母を軽く見ている相手（父）が必ず約束を破るので、第3者の監視が必要と考えている。離婚したことが分かっていないように、いまだに

コントロールしようとする。だから、顔を会わせたくない。

ケース 25 父：自分 怒りしかない相手（母）と話す気になれず、逃避的になっていた。離婚後は気持ちがすっきりした。

会うなり飛びついてせがんでくる子の変化がうれしい。親にも会わせたい、男の子らしく走り回って遊ばせたい。

母：自分 妊娠の責任は自分にもあり、いつまでも過去にこだわり恨みの気持ちをもち続けていることが損でくだらない、よいほうに気持ちを切り替えるとよい方に進んでいくと思直している。

相手 相手（父）の怒りの矛先が子に向かうのではないかと不安で、子を相手（父）に会わせたくなかった。

今はお出かけ気分楽しんでる。子は男なので相手（父）と暮らしたいといえば、母の気持ちを押し付けたくないと思っている。

ケース 26 父に暴力あり

父：自分 優しい夫になろうと無理をしすぎた。

子の著しい成長にどう対応したらよいか悩んでいる。

相手 相手（母）の完璧主義、支配的傾向は変わっていない。

母：自分 離婚は新しくやり直してよかった。

自分の責任で子を育てているという自信ができた。

相手 相手（父）に対しては何も求めようとは思わなくなったが、相手（父）は変わっていない。子を抱いた母に向けられた暴力の恐怖が忘れられない。何をされるかわからない。

ケース 27 激昂しやすく暴力あり

母：相手 乳児でもどなる相手（父）の暴力が怖くて住所は相手（父）に公表していない。

面接は子が喜んでいるのは分かるが、子はいつもとても疲れ、ぐったりする。発熱したこともある。

思い通りにしようとする相手（父）を援助者が説得できないことが多く、振り回されてしまう。援助者は、相手（父）に対して、自分中心でなく母子に信頼されるような誠実な態度を求めてほしい。間接強制や給料の差押えをするようでは関係の改善はない。

ケース 28 前婚のA子へ性的嫌がらせのあった父

母：相手 母子と3人だけの面接では、相手（父）が気楽さから「浮気してるんじゃないか」とか「どうしてA子をつれてこないのか」などと、離婚したのがわかっていないようなことを言うのが苦痛だ。
子がいろいろ聞き出されるのを警戒して面接に付き添っている。援助者に子を預けて席を外すことは不安でできない。

ケース 29 母：自分 会わせることに大変緊張し、疲れた。

相手 （子を会わせなかったことを）相手（父）には悪いことをしたと思っていたので、ほっとした面もある。

父：相手 生涯会えないものと諦めていた。機会を作ってくれた相手（母）に感謝している。

ケース 30

ケース 31 父母に暴力あり

父：自分 どんな母でも子には必要と思って面接は義務的に実行していた。子が自分で会いに行くようになりほっとしている。

母：相手 相手（父）を恨んでいたが、相手（父）がとった「別居」と「援助者による3年間の面接交渉」なしには、子との再会はありえなかった。被害意識から、感謝に変わった。

ケース 32 母：自分 （子が母に会うことで）帰宅してから家族に嫌味を言われていじめられているのではないかと心配である。

会い続けることの是非に悩んでいる。

相手 相手（父）への恐怖感がいまでもある。対面しないことは分かっているが、面接の前日から緊張して眠れない。

ケース 33 母：相手 相手（父）がしつこく指示してきたり、約束を守らなかったり母を軽んじる態度が変わらないのが耐えられなかった。

相手（父）は、子が母方で暮らしたいと言うのではないかと恐れているのではないか。

(4) 心理的過程の分析

自力実施群のうち、ホームページ応募群には自力実施の促進要因となりうる次のような特徴が見いだせる。

① 離婚への肯定感

当初は、恨みや怒り、あるいはわけもなく涙がでる、死にたいなどの気持ちになっていた者もいる。しかし、調査時点では事例4の父を除けば、やり直せてよかった、気持ちがさっぱりした、気持ちが楽になったなどの表現で、離婚を肯定的に受け止められるようになっている。

② 自己洞察

事例4の父以外は全員、内省と自己の成長を自覚することばを発している。過去の自分の問題点が認識できていると同時に、反省して落ち込んでしまうのではなく、成長して、自信を回復した現在の自分を肯定的に受け入れている。

振り返りの表現としての、視野が狭かった、恨みや怒りがあった、一旦落ち込んだ、うつになった、自信がなかった、自分の依存性と相手の努力に無自覚だったという心情から、自立できた、仕事では協力し合える、立ち直れた、責任感が育ち自信ももてるようになった、歩み寄りが必要という心情への変化がみられる。

③ 相手への肯定感

事例4の父を除き、相手への恐れ、嫌悪、非難、攻撃のことばがなく、大人になった、優しくなった、柔和になった、詫びの気持ちが感じられた、感謝している、相談し合える友達になる、許しなどのことばで、たとえ部分的であるにせよ、相手の成長、変化をも認めている。

④ 暴力の被害意識からの回復

この事例群は、セミナー群、援助群より暴力の被害率は高い（ホームページ群 3/6、セミナー群 3/17、援助群 4/10）。セミナー群は、まだDV防止法成立以前の平成7年調査であり、調査者自身にも今日ほどの対暴力認識が備わっていたとは思われない。面接調査において、暴力被害の存在を引き出し切れていないかもしれない。サンプル数も少ないことであり、被害率にはあまり意味がないが、ホームページ群の被害は、事実は語られてもトラウマとなって現在にまで引きずられている例が見当たらない。

⑤ 面接交渉への肯定感

子にとっての別居親との接触の必要性及び親子が交流を楽しみ喜んでいる子の心情への理解は、この事例群に共通している。さらに、面接交渉を肯定する二つの事実が認められる。

ア 同居親が面接交渉に自分にとっての実利的価値を認識している。

保育園の送迎や子守りを頼む、子を預けて職場の旅行に出かけるなど、勝ち負け意識でなく、損得、便利などの実利を選ぶことができるようになっている。

イ 困難期にも継続への努力を続けている。

別居親との安定した関係が確立するまでは、子が別居親ともう会えないのかと泣いたり、別れられなくて車にはりついて泣いたり、いい子にしているねと同居親に気を使いすぎたり、さまざまな反応を示す面接交渉の「谷」ともいえる困難期を経験している。1例は中断した時期もある。にもかかわらず、父母が継続への努力を放棄せず継続した結果、安定した現状に到達している。

⑥ 離婚過程におけるサポート資源の存在

ホームページ群の事例には、少なくとも父母のいずれかに、解決の過程を共にした伴走者が存在している。ひとりで孤独に問題解決に取り組んだわけではない。弁護士に相談したほかに、ケース1では母を実父とカウンセラーが、2では母をインターネットのサイトと自助グループが、3では父をサイト仲間が、5では母をカウンセラーが、そして6では、父をカウンセラーが、母を再婚相手を含めた職場仲間、実父、カウンセラーが支えている。事例3の父以外は、離婚後ではなく、解決過程での「i n g（現在進行形）サポート」を受けている。（相手への肯定感が得られないケース4の父には、サポートの存在がみえない）。

セミナー群におけるセミナーも「i n gサポート」のひとつである。セミナーの参加者は、情報を得ることを主目的に参加する。セミナーに参加して、父に子を会わせようと意見を変えた事例もある。しかし、それ以上に参加者の心を動かしているのは、会場にあふれる同じ悩みの仲間の存在である。自分だけが苦しんでいるという孤独感と不当感を脱して、連帯感と勇気を得たという副次的効果に驚かされている。

援助群における援助者もまた、父母と子のサポート機能を担っている。しかし、現在進行形の「i n gサポート」に対応して、いわば事後の「afterサポート」である。

次に、自力実施群の中のホームページ群とは対照的な援助事例群の特徴をまとめると、その内容は以下のとおりである。

① 離婚への肯定感の希薄

10 例中 2 例の父母は、気持ちがすっきりした、過去にこだわらずよい方に気持ちを切り替えればよい方に進んでいく、やり直せてよかった、自分の責任で子を育てているという自信がでてきた、と述べている。しかし、他の 8 例には肯定的評価は見当たらない。離婚を諦めたとも思われる別居中の事例が 1 例（父）ある。

② 自己洞察の不見当

父の表現に、信頼されていない、話す気になれず逃避的になっていたが離婚後はすっきりした、優しくあろうと無理をしすぎたということばが見られ、母の表現に、責任は自分にもあり、恨みの気持ちをもち続けていることは損でくだらない、軽く見られているという肯定、否定の各 1 がある。全体的には、自己についての表現自体が少なく、自力実施群のような、内省から肯定感への成長、回復プロセスが見出せない。

③ 相手への非肯定感

母は、自分についての過少な表現に反して、父についてはほとんどの事例で、豊富に語られている。しつこく指示してくる、約束を守らない、母を軽んじる態度が変わらない、離婚したことが分かっていないようにコントロールしようとする（以上複数）、自分中心でなく母子に信頼されるような誠実な態度を求めたい、（父が）間接強制や給料の差し押さえをするようでは関係の改善はない、などである。ホームページ群のような肯定的表現がみあたらず、要求、期待、非難があふれている。

母が父に詫びや感謝を表現しているのは、別居後長い年月を経過している 2 例だけである。10 歳の子にはじめて会わせた事例 29 の母（父には悪いことをした）と、別居期間 12 年に及び、面接、中断、再会を経験してきた事例 31 の母（恨んでいたが感謝に変わった）である。

他方、父は、母の指示通りの時間と場所出で面接を続けている事例 26 の父が、母を完璧主義、支配的傾向は変わっていないとの評価し、生涯会えないものと諦めていた事例 29 の父が機会を作ってくれて感謝していると評価している。母への評価というより父の諦観を窺わせることばである。

④ 暴力の被害意識からの回復の遅れ

子を抱いた母への暴力の恐怖が忘れられない、何をされるかわからない、乳児に向かってどなる暴力がこわくて住所を明かしていない、「浮気してるんじゃないか」「どうして子（父が性的虐待）を連れてこないのか」などと、離婚したのがわかっていないようなことを言うのが苦痛だ。

被害経験のある事例の母は、全員過去の出来事としてではなく、現在形の感情表現とし

て、父への恐怖、嫌悪感をことばにしている。暴力被害から心理的に回復していない。そういう母たちの共通のことばが、「会いたくない」、である。

⑤ 面接交渉に対する葛藤

しかし、援助事例群の被面接者は、相手方の消極的態度や抵抗に遭って、当事者同士では円滑に実施できない不満や迷いや不安をもちつつも、基本的には、面接交渉そのものは子のために必要であると考えている。恐怖感や不信感がある暴力被害者の母でも、多くは夫婦関係と親子関係の区別が観念的には保持されている。同居親、別居親を問わず、多くは、面接交渉で子が楽しんでいことも認めている。

しかし、事例 24 の母のように、子から解放される一日が母の休養日であるとまで言える現実性がある例でも、自力実施ではうまくいかない。「必要性は認めるが、自分では実施したくない、うまくできない」という葛藤状態が援助事例群の特徴である。特に、強固な被害意識を引きずっている母の心理は、援助でもないかぎり「会いたくない」>「会わせたい」の傾向にあることが指摘される。

事例 27 は、援助を必要とする母と自力実施を要求する父との間が紛糾して面接交渉が実行されず、父が面接不履行を金銭で代償させる間接強制を求めて提訴するかたわら、母が自ら費用を負担して援助者立会の父子面接が続行している。事例 28 では、援助、自力、援助をたどりながら、子がいろいろ聞き出されるのを警戒して（同居親）が付き添っている。援助者に託して席をはずすことも不安でできない、という。

事例 32 の母だけは、帰宅してから嫌味をいわれるのではないかと、板ばさみになる子を心配して、会い続けることの是非に悩んでいる。

⑥ 離婚過程におけるサポートの不足

援助事例群は、当センターの援助を受けている事例である。少なくとも援助開始以降は孤立無援の存在ではない。サポートは存在している。しかし、自力実施群が自主的、能動的にサポート資源を発掘、利用しながら離婚を進める傾向があったのに対して、援助事例群は、やや受動的で、当センターの援助開始も離婚後（別居後）である。当センターでは離婚相談も行っており、問題発生の予防的段階からの援助も可能であるが、相談段階で接点をもった事例は見当たらない。

早期に離婚後の相互尊重的な関係を再構築している自力実施群と比べ、援助事例群が離婚後になお援助を必要とする要因のひとつに、離婚成立の前段階におけるサポート不在が考えられる。

以上、自力実施群と援助事例群を対照しながら分析を行った。セミナー参加者群については、構成事例の多様性からして、分析した両群の間に多様な位置づけで分布することが予測されるので、ここでの分析は省略する。

四 考 察

(1) 面接交渉の実情についての考察

面接交渉についての調査は、統計的に処理するだけの事例数を整えていないため集計結果を参考に、いくつかの興味ある結果について考察したい。

自力実施群の特徴的傾向を、援助事例群との比較において総括すれば、「解決方法の柔軟性とそれを支える話し合いのできる父母の関係」の存在である。父母が直接話せるかどうかは、自力で実施できるか援助が必要かを分ける最大の条件であるといつてよい。自力実施群における、話し合い中心の協議離婚・調停離婚の選択、共同親権の先取りとして意識されている親権と監護権の分離、必ずしも明文化を必要としない話し合いによる面接交渉の実施、しかも、離婚後の両親が頻度の高い面接を可能にする居住地の範囲に生活し、宿泊や長期の旅行をはじめ、親族の面会も肯定的に理解され、別居親に保育園の送迎、子守りを頼み、同居親が預けて職場の旅行に参加するなど、柔軟性と話し合いのできる父母の関係なくしてはありえない離婚後の経過が展開している。しかし、自力実施群といえども、順調な経過ばかりではない。板ばさみになった子がさまざまな状況を呈した谷間現象とでも言うべき不安定期、困難期を経験している。このときも父母がともに継続の意思と努力を失わない関係を維持できたことで、子も新しい生活スタイルとその中での自分を同定し、両親の愛情を信頼し、やがて安定期に移行している。

また、面接交渉継続への努力にも見られるとおり、自力実施群の父母の関係には、柔軟性だけでなくある程度の忍耐力も感じられる。忍耐の現われの一つと思われる年長の子から促されて決意した離婚がある。長い婚姻期間を忍耐するが、別れるときは長引かず短い期間で結論を出すというのも自力実施群にみられる傾向である。

自力実施群の父母は、夫婦であったときの過剰な期待や依存を放棄して距離をとり、当てにできることだけを限定して約束し、約束したことは実行するという、他人同士の契約的なよい付き合い方を、離婚という高い月謝を払ってではあるが確実に学んでいる。離婚後に非暴力的で相互尊重的な関係を創造的に実践している一群であると言っても差し支えないであろう。

次に、自力実施群との比較においては逆現象になる援助群の「早期の破綻と紛争の長期化」について考察をする必要がある。この現象は、面接交渉ひいては離婚後の父母と子の関係の再生にとって、消極に働く問題の背景になっていることが考えられる。婚姻の比較的初期に父母の関係が破綻し長い別居生活を送ることになるため、援助事例群の事例の子は、低年齢のうちから一方の親と別れることになる。楽だけでなく苦もあることが当たり前である人間関係、言い換えれば葛藤があるのが当たり前の家庭の現実と、だからといってそれは簡単に崩壊したり喪失するものではないという継続性を学習する機会を奪われる。離婚の世代間伝達の指摘があることを考えても、人生の早期に親と別れる子ほど、親子の絆を保持する経験と葛藤への耐

性を養う機会が、代替的にでも必要になる。これは家族関係のみならず人間関係全般における人への信頼性の獲得のためにも必要である。自力実施群の子は、父母の不和葛藤に長くさらされながら、上述のように、ある時期になると親子の役割が逆転し、親に離婚を決断させるイニシアティブをとるまでの過熟状態を示したりすることもある。成長後に、子が自力で別居親との接触を図る事例もある。このような事例の子は、決して絵に描いたような幸せな家庭を経験したわけではではない。むしろどろどろしていても、簡単には切れてしまわない家族の縁のようなものを感じながら育つ。このような経験には、肯定、否定の両面があることは事実である。否定面には、親以外の多様な大人が、緩やかなかわりを持って、緩やかに修正していくのが望ましいが、現実にはほとんどの大人が手を引いてしまっている。しかし、最近、面接交渉を拒否する同居親によって、子の福祉があまりにも狭義に解される傾向があることを考えると、柔軟性や耐性を備えた子を育成するには、両面を経験しながら育つのが至当とする考え方のあることを提示しておきたい。

面接交渉は、親子の絆を保持するための貴重な代替経験である。従って、親の記憶がほとんどない幼少期に別れたまま、子が年長になって会う面接交渉では、親子の空白は容易に埋まらない。困難を克服しながらでも、一定期間会い続ける必要がある。援助事例群の面接は必ずしも円滑に実施されているとはいえないが、援助者を得てでも面接交渉は継続する価値がある。事例 29 は、10 歳の娘と父親の空白をうめるための面接である。父母は詫びと感謝を感じ合うことができたものの、娘は父の好印象を母に報告したにもかかわらず、再度会いたいとは言わない。事例 31 は、逆に、困難があっても継続する意味を示唆しているよいモデルである。面接に抵抗し母に反発する息子を、父は義務を遂行するように 3 年間同行してきた。体調次第で感情が激しく動揺する母は、公衆の面前で突然怒鳴りだしたこともある、波乱万丈の面接交渉であった。父の申し出で終了し、その後は母子の交渉は途絶えていたかにみえた。しかし、5 年後、高校生になった息子のほうから連絡があり、面接交渉は自主的に再開された。母の恨みごとが感謝に変わり、毎回フォローカウンセリングをしてきた援助者にも、母は感謝の意を表せるようになった。

面接交渉は、困難の渦中では価値評価できない。いまは実現できていない相互尊重的人間関係を、子が人生の遠い将来において実現し、暴力的な人間関係の再生産が防止されることを願いつつ、辛抱強く実施されなければならない息の長い行為である。

(2) 面接交渉の心理的過程についての考察

面接交渉の成否をわける心理的要因を探るために、自力実施群と援助事例群の父母のメンタリティーの違いを分析した。

離婚への肯定感、自己洞察、相手への洞察、暴力の被害意識からの回復、面接交渉への肯定

感、離婚過程におけるサポート資源の存在に関しては、両群に明らかな相違が見出された。

自力実施群には、離婚経験を通じて、父母が成長したと思える心理的变化が認められる。変化の中核は自己洞察と相手への洞察であり、自力実施群の父母にとって、離婚は現在の自分を作るために役に立った成長のプロセスとして受け入れられている。自らの非に気づくことによって、相手の成長、優しさ、詫びの気持ちにも気づき、感謝や、暴力を振るった相手にも許しの気持ちをいただいている。仕事上の相談相手、子の養育の協力者として、対等に付き合える喜びも味わっている。成長した父母には人間としての深みを感じられ、彼らの柔軟性や忍耐力の源を探り当てたような感触を得た。それに引き換え、援助事例群の父母の多くは、自分のことには目が向かず、相手におびえ、軽視されまい、コントロールされまいとパワー争いをして、結果的には相手に振り回されている。まだ多くが、堂々巡りから脱することができずにいる。

逆説的な表現になるが、自力実施群の成長を導いた最初の契機は離婚であろう。しかし、契機としての離婚が存在しても、援助事例群は変化や成長が遅々として進まないのに、自力実施群が著しい変化を遂げている理由は何か。分析の文中においても触れたように、自力実施群の変化は、背後に存在するサポート資源との関係が見逃せない。人が天災や不慮の事故に遭遇して心的外傷を負ったとき、孤独に置かれた人の回復は遅く、家族、仲間、専門家などの集団の中にいる人の回復は早いと言われている。阪神大震災でも高齢者の孤独死はいまだに後を絶ないと聞いている。自力実施群の早期回復、成長はサポート資源の存在と決して無関係とは思われない。

当センターも、現在は援助事例群を援助している。ここで専門家による援助のあり方として、われわれが自戒しておかなければならないことがある。父母に頼りにされているように見えて、過度の依存を許しているに過ぎないという場合がある。力の支配、すなわちコントロールが止められない援助事例群の場合、援助と依存の区別は重要である。当センターでは、このような危険を防止するためにも、期限を限った援助契約を行っている。リカバリーグループなどは、個人的援助よりは支配や依存関係が生じにくい点で、安全な援助方法であると思われる。

五 まとめと提言

このたびは、母子がともに暴力の被害を被りやすい離婚場面に注目し、テーマである「離婚後の男女（父母）と子が、暴力のない相互に尊重し合える関係を作り直す」ための面接調査を、当センターの事業「親と子の交流援助事業」の事例を対象にして実施した。親と子の交流とは、一般にいわれている面接交渉のことである。文中では、面接交渉という言葉で、改めて定義することなく使用しているが、別居、離婚により別れて暮らすようになった親と子が、子の成長にとって必要な親子の絆を切らないために、定期、不定期に会っていっしょに過ごすことである。面接交渉そのものが、非暴力的で相互尊重的な関係の構築の場であるので、面接交渉の成否の要因は、そのまま、テーマとする関係構築の要因をさぐることになったものとする。

結果として言えることは、きわめて陳腐ではあるが、当事者が暴力でなくことばで話し合える関係を作り出すことが必要であり、そのためには、柔軟性と忍耐力を持って、辛抱強く面接交渉を継続することである。さまざまな子の反応に一喜一憂したり、神経質になり過ぎず、当事者だけで実施できなければ、第三者の援助を受けながらも、困難を乗り越えて継続することが重要である。記憶にないような親と、突然中学や高校になって会っても、親子の空白は容易に埋まらない。

自力で実施している面接交渉が成功している事例から心理的な要素を探ってみた。離婚を解放と受け止め、自分の弱点を認めた上で自信回復の糸口を探し、相手に抱いていた過剰な期待を下げて、弱点のある、等身大の相手を認め、あるいは許す。それができれば、相手に軽視されたり、コントロールされたり、恐怖感を与えられたいしないで、対等に話ができるようになっていく。これらの条件をクリアする人間が、なぜ離婚に至ったかとの疑問には、昔はそうではなかったとの答えが返ってきた。人は変わるのである。暴力を振るった父に対して、大人になった、優しくなった、感謝している、相談しあえるなどと言う母たちからは、過去の暴力への恐怖感を感じられない。パワー競争に負けまいと自分の弱さと向き合えない父母たちは、相手に対する非難を続け、面接交渉も軌道に乗らない。暴力のあった父との面接に成功するには、パニック障害におけるエクスポージャー療法を行うようなつもりで、少しずつ慣れていく覚悟も必要である。本当に危険な相手であれば、家裁の審判でも、地裁の保護命令でも、法的な対応措置がとれる時代になっている。

円滑な面接交渉を自力で実施している父母たちは、問題の早い時期に相談先や経験者グループを自ら発掘し、それらのサポート資源に支えられて、早く適切な解決に到達している。孤立しないで他者の力を借りることも重要である。

当センターの援助事業も、サポート資源の一つである。問題は、援助があれば実施できるのに、援助がえられないために実施できずにいる親子の存在である。

特に、幼児が離婚によって親子の絆を断たれることは、何とか回避したい。子ども家庭支援セ

ンター、母子相談員、児童委員、あるいは退職教師、潜在保育士の活用などでもよい。親子が安心して会い続けるために、手を貸せるような地域密着型の制度がほしい。このような制度が活発に動くなれば、同居親のもとで虐待をうけている子どもの何割かを救済することにも繋がるはずである。

面接交渉の困難解消の方法として、外国のような共同親権の要求がある。面接調査では、共同親権の要望は挙げたが、親権と監護権の分離で対応できるので親権者の抱え込みを封じるために、面接交渉だけは面文化を望むとする声の方が強かった。同居親が子を私物化したように振るまい、子の福祉が矮小化している状況には援助の現場で再々遭遇する。せめて、すでに一度日程にのぼった面接交渉の明文化だけは早期に実現されることを望みたい。

調査へのご協力を!!!

離婚した後、子どもとの面会や交流を円満に実行しておられるお父さん、お母さん、ぜひお話を聞かせてください。

両親が離婚しても子どもが健やかに育つためには、引き続き両親の手助けが必要です。子どものために協力し合える父母としての新しいパートナーシップについてこのたび家庭問題情報センター（FPIC）で調査研究することになりました。

調査方法は以下のとおりです。ぜひ、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、調査期間は、2003年9月末日までを予定しています。

1 対象者

離婚された後、一緒に暮らしていないほうの親もお子さんときどき会ったり、連絡を取っていて、離婚後も親としてそれぞれ子どもの成長を見守っているお父さん、お母さん。

できれば、父母双方のご協力をいただきたいのですが、一方の方からご連絡いただければ、他方の親御さんへの連絡は、当センターから取ることも可能です。

2 方法

ご応募いただいた方に直接お会いして、アンケートに回答していただいた上で、お話をお聞きします。時間は、1時間程度を予定しています。

調査にあたっては、当センター（池袋・サンシャインビル5階）においでいただくか、もしくは当センター担当者が、ご希望の場所へお伺いいたします。

なお、この調査は父母向けのもので、お子さんにお会いしたりすることはありません。プライバシーの保護には、十分な配慮をいたします。

ご協力いただける方は、下記までお名前・ご連絡先をお知らせください。

Eメール FPIC@nyc.odn.ne.jp

ファックス 03-3971-8592

*ご協力いただいた方には交通費をお支払いいたします。

なお、もしご希望があれば、無料で30分程度のご相談に応じます。

相談内容はお子さんの発達やしつけに関する事、ご自身の悩み、親族の問題など、家族や職場の人間関係に関する事なら何でも結構です。

あなたの貴重な経験とご意見を、今悩んでいる方々と、つらい思いをしている子どもたちへの新しい幸せ作りのメッセージとして、ぜひ役立たせてください！

育児は熱心で、子どもが好きだったが、負担感が大きく、夫や実家の援助を求めることが多かった

子どもの養育にはあまり熱心でなかった

子どもは好きだったが、料理、掃除など家事があまり好きではなかった

子どもに感情をぶつけがちだった

体罰などを与えたことがある

その他（具体的に）

離婚理由 身体的暴力（夫→妻 妻→夫 双方） 子への暴力（夫 妻）
異性関係（夫 妻 双方） 精神的不安定（夫 妻）
対話がない 性的不調和 侮辱 嫌がらせ 親とのトラブル
経済的支配（夫 妻） 経済的無責任（夫 妻 双方）
アルコール（夫 妻 双方） 家事育児非協力 育児不一致
家出外泊 その他具体的に

離婚の決定的理由は何ですか。

5 離婚後の状況

(1) 離婚後の気持（該当するだけ○）

新しくやり直せてよかった 気持ちがさっぱりした あきらめの境地

ぼんやりしていることが多い わけもなく涙がでる 眠れない

死にたいと思ったことがある 体の具合が悪くなった 恨みがある

まだ怖いと思っている 自分がみじめ 相手の親族に対して腹が立つ

相手に対する怒りを感じる 自分ばかり苦勞している感じ

子どもに申しわけない 子どもの気持ちが心配 心を決めかねて悩んでいる

これからのことを考えると不安

(2) さらにその後の変化

自分自身の中の反省点に気がついたことがありますか（具体的に）

自分の中に成長したと気づく点がありますか（具体的に）

相手の中に成長したと気づく点がありますか（具体的に）

6 面会交流（インタビューによる）

離婚後の親子関係に対する意見（共同親権についても）聞かせてください。

面会交流

離婚（離婚している場合）を子どもに、いつ、どう伝えましたか。

面会交流は必要と思って実施しているのですか、必要と思わないが要求されてこと
われないから実施しているのですか。

面会交流を必要と思う理由、必要ないと思う理由は何ですか。

実施状況（実績、日時場所の決め方等）

面会時の子どもの様子はどうですか。（会うと子どもが喜んでいる。前より元気が出
てきた。なついてきた。親に気をつかっている。後で発熱する等）

相手と直接会えない理由はどのようなことですか。

困難点はどうすれば改善されると思いますか。そのためにあなたが努力している点
は？相手に求めたい改善点は？

援助機関がなかったらどうしましたか。

7 ジェノグラム（現在時点 ただし、離婚時の子どもの年齢を付記する）

アジア女性基金について

財団法人女性のためのアジア平和国民基金は、元「慰安婦」の方々への国民的な償いを行うこと、女性の名誉と尊厳に関わる今日的な問題の解決に取り組むことを目的として、1995年7月に発足いたしました。以来、政府と国民の協力によって具体的な事業を実施してまいりました。

元「慰安婦」の方々に対する事業は、1)元「慰安婦」の方々の苦痛を受けとめ心からの償いを示す事業として、国民の皆様のご協力を得た募金による「償い金」のお届け、2)国としての率直なお詫びと反省を表す日本国内閣総理大臣の「お詫びの手紙」、3)政府拠出金による医療・福祉支援事業から成り立っていました。この償い事業は、フィリピン、韓国、台湾において、285名の元「慰安婦」の方々に実施し、2002年9月末に終了いたしました。さらに医療・福祉支援を中心としたオランダでの事業は79名にお届けし、2001年7月に終了しました。インドネシアでの事業は2007年3まで継続いたします。

他方、武力紛争下における女性に対する暴力や人権問題、国際的人身売買およびドメスティック・バイオレンス(夫や恋人からの暴力)など、女性や子どもに対する暴力や人権侵害によって苦しむ方々は現在も後を絶ちません。

アジア女性基金では、過去の反省をふまえ、女性に対する暴力のない国際社会を築くため、国内外に女性の名誉と尊厳を守ることの重要性について啓発活動等、以下の活動にも積極的に取り組んでいます。

- ◇女性に対する暴力のない社会をめざすための啓発活動
- ◇女性が直面している問題についての国際会議の開催
- ◇女性の人権問題に取り組んでいる団体などへの活動支援
- ◇女性に対する人権侵害などについての原因と防止に関する調査・研究
- ◇暴力被害を受けた女性に対する援助者を育成するための研修

財団法人女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)
102-0074東京都千代田区九段南2-7-6相互九段南ビル4階
電話03-3514-4071 ファックス03-3514-4072
Home Page: <http://www.awf.or.jp> E-mail: dignity@awf.or.jp

